
令和 7 年大和町議会 6 月定例会議会議録

令和 7 年 6 月 5 日（木曜日）

応招議員（16 名）

1 番	本 田 昭 彦 君	9 番	馬 場 良 勝 君
2 番	佐 野 瑠 津 君	10 番	今 野 信 一 君
3 番	宮 澤 光 安 君	11 番	渡 辺 良 雄 君
4 番	平 渡 亮 君	12 番	槻 田 雅 之 君
5 番	櫻 井 勝 君	13 番	堀 籠 日出子 君
6 番	森 秀 樹 君	14 番	大須賀 啓 君
7 番	佐々木 久 夫 君	15 番	児 玉 金兵衛 君
8 番	犬 飼 克 子 君	16 番	今 野 善 行 君

出席議員（１６名）

１番	本 田 昭 彦 君	９番	馬 場 良 勝 君
２番	佐 野 瑠 津 君	１０番	今 野 信 一 君
３番	宮 澤 光 安 君	１１番	渡 辺 良 雄 君
４番	平 渡 亮 君	１２番	槻 田 雅 之 君
５番	櫻 井 勝 君	１３番	堀 籠 日出子 君
６番	森 秀 樹 君	１４番	大須賀 啓 君
７番	佐々木 久 夫 君	１５番	児 玉 金兵衛 君
８番	犬 飼 克 子 君	１６番	今 野 善 行 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	健康推進課長	大 友 徹 君
副 町 長	千 葉 喜 一 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
教 育 長	八 巻 利栄子 君	商工観光課長 兼企業立地 推進室長	星 正 己 君
代表監査委員	内 海 義 春 君	都 市 建 設 課 長	江 本 篤 夫 君
総務課長兼 危機対策室長	児 玉 安 弘 君	上下水道課長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政 策 課 長	遠 藤 秀 一 君	会 計 管 理 者 兼会計課長	丹 野 俊 宏 君
財 政 課 長	佐々木 克 敏 君	教育総務課長	菊 地 康 弘 君
税 務 課 長	青 木 朋 君	生涯学習課長	浪 岡 宜 隆 君
町 民 生 活 課 長	吉 川 裕 幸 君	税 務 課 徴収対策室長	阿 部 友 紀 君
子ども家庭課 長兼こども家 庭センター長	小 野 政 則 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	早 坂 基 君		

事務局出席者

議会事務局長	村 田 充 穂	主 任	櫻 井 郁 也
主 事	佐 藤 み な み		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時59分 開 会

議 長 （今野善行君）

皆さん、おはようございます。

若干定刻前ではありますが、皆さんおそろいでございますので、本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （今野善行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番森 秀樹君及び7番佐々木久夫君を指名します。

ここで、町長より昨日6番森 秀樹君の一般質問の中で回答を保留した事項に対し、回答したいとの申出がありましたので、ここで発言を許します。

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので追加説明をさせていただきますと思います。

昨日、森議員のほうからお話がありました教育総合会議の議事録でありましたが、確認しましたところ掲載漏れであったというところで、昨夜インターネットのほうにアップをさせていただきましたので、その旨ご報告を申し上げ、後ほどまたご確認をいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

森議員。

6 番 （森 秀樹君）

では、作業していただいたということで安心しておりますが、アナログベースの管

理というのはどうしても漏れが出てきてしまいます。今年度の予算でPDFのソフトウェア、予算立てされておりますので、ぜひデータ管理のほうをデジタル化なりされて、よりよい効率化を目指していただけたらと思います。

以上です。

日程第2「一般質問」

議長（今野善行君）

引き続き、一般質問を行います。

2番佐野瑠津さん。

2番（佐野瑠津君）

皆さん、おはようございます。

昨晚夢を見て、一般質問が終わった夢を見たんですね。朝起きてやった、終わったと思って目が覚めたら夢だったというふうに朝起きたんですけども、気を引き締めて、本日も通告に従いまして一般質問を始めさせていただきたいと思います。

まず1件目でございます。

大規模太陽光発電施設メガソーラーの今後の対応について。

本町では26か所のメガソーラー施設が設置されており、多くは2012年のFIT制度開始以降に導入されました。2030年代にはFIT契約終了、そしてまた設備の老朽化によりまして、太陽光パネルの大量廃棄が懸念されております。町民の生活と自然環境を守るためにも条例制定などの町独自の対策が必要と考えますが、以下の点を町長に問います。

1 要旨目、各施設で使用されている太陽光パネルの耐用年数、またパネルの廃棄量の予測について把握されているでしょうか。

また2 要旨目、現在町として廃棄パネルの適正処理に向けた計画やルール整備を行っているでしょうか。

3 要旨目、今後新たに町内において大規模太陽光発電施設、新たな新規設置の可能性について伺います。

議長（今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

おはようございます。

それでは、佐野瑠津議員の大規模太陽光発電施設の今後の対応についてのご質問に
お答えをいたします。

我が国では、D XやG Xの進展による電力量増加が見込まれる中、2050年カーボン
ニュートラルの実現に向け、太陽光発電を含む再生可能エネルギーの主力電源化を徹
底し、国民負担の抑制と地域の共生を図りながら、最大限の導入を促すことが不可欠
であるとし、令和7年2月に策定された第7次エネルギー基本計画において、2040年
までに再生可能エネルギーの比率を国内の発電電力量の40%から50%に引き上げるこ
とを目標として掲げられております。

このような中、F I T及びF I P制度の導入によって、これまで電源構成比にして
10%に満たなかった再生可能エネルギーは、令和5年度時点で約23%まで拡大をし、
再生可能エネルギーの電源構成として太陽光発電の割合は約43%となっております。

他方、再生可能エネルギーの急速な拡大に伴い、土砂災害リスクの増加、自然景観
の破壊等地域とのトラブルになる施設が課題となっております。こうした課題に対応
するため、国では令和6年4月に屋根設置太陽光発電事業等一部対象外はございます
が、10キロワット以上の再生可能エネルギー発電事業を計画する事業者には、周辺地域
の住民へ適切な情報提供を行い、地域の懸念に対応することで地域と共生した再生可
能エネルギーの導入を図ることを目的に、説明会の開催を義務化する内容を含む再生
可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法が改定されました。

また、宮城県においては、令和4年に国に先行する形で50キロワット以上の太陽光
発電施設を対象に、地域住民等への説明を義務化する内容を含む太陽光発電施設の設
置等に関する条例、これを施行し、さらに再生可能エネルギー発電事業者に対し、災
害、景観、環境等への配慮を地域が抱えている状況を踏まえ、再生可能エネルギーの
最大限の導入と環境保全の両立のための新たな取組として、再生可能エネルギー発電
事業の地域との共生に向けた再生可能エネルギー地域共生促進税が令和6年に施行さ
れました。

このように、太陽光発電を含む再生可能エネルギーを取り巻く環境は、2050年カー
ボンニュートラルの実現に向けて、主力電源として最大限の導入を促しながら、周辺
地域の住民の懸念を解消する新たな施策の導入というアクセルとブレーキを同時に踏
み込む状況となってきております。

初めに、1 要旨目の各施設で使用されている太陽光パネルの耐用年数やパネルの廃棄量の予測について把握しているかについてであります。

このことは、経済産業省資源エネルギー庁のホームページにおいて、F I T・F I P制度の認定を受けた太陽光発電の事業者、発電設備の所在地、発電出力、調達期間の終了年月日等が確認できますことから、おおよその廃棄量については予測可能であります。国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の推計によりますと、太陽光パネルの年間排出量のピークは2035年から2037年頃であり、年間約17万から28万トン程度、産業廃棄物の最終処分量の1.7%から2.7%に相当する量と予測されております。一般的に太陽光パネルの耐用年数は20年から30年とされており、調達期間終了後、買取り価格は下がることが予測されますが、運転を継続する可能性も十分にあり得ること等から、各年度の正確な廃棄量となりますと予測することが今の段階では難しくなっております。

次に、2 要旨目の現在町として太陽光パネルの適正処理に向けた計画やルール整備は行っているかについてであります。廃棄物の側面では廃棄物パネルの適正処理につきましては、通常、解体撤去工事業者の産業廃棄物として排出され、許可を有する処理業者において廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び国のガイドラインに基づき適正に処理されることとなります。なお、産業廃棄物行政におきましては、都道府県が廃棄物処理計画の策定、規制事務、施設許可、許可取消し等の行政処分でありますとか、改善命令、措置命令等も含む形となりますが、これらを実施することとなっております。一方、F I T・F I P制度において、廃棄費用の積立てが10キロワット以上のF I T・F I P制度を受けた全ての太陽光発電施設を対象に令和4年7月から義務化されており、売電収入の一部を電力広域的運営推進機関に積み立てる仕組みとなっております。環境省においては、使用済み太陽光パネルの適正処理に関するガイドラインを策定しており、さらに、同省、経済産業省において使用済み太陽光パネルのリサイクルを義務化する動きも報道されております。

また、宮城県におきましては、林地開発許可を取得した発電事業者に対し、太陽光発電事業終了後、パネル撤去後に植栽等がなされた場合、当該区域を森林計画区域に再設定するための必要措置として、宮城県へ連絡をお願いする通知をしているところでございます。

このように、国及び宮城県において規制する動きが見られる中、本町の現状としましては、国及び宮城県の動向を注意しながら、町として独自にどのような手段で隙間なく廃棄パネルの適正処理が促進できるのか、課題を整理している段階であります。

次に、3要旨目の今後町内において新たなメガソーラー設置の可能性についてはあります。

先ほどご説明させていただきましたが、宮城県において再生可能エネルギー地域共生促進税が令和6年に施行されたところでございます。宮城県に確認したところ、条例施行後課税した案件はこれまでなく、災害、景観、環境などへの配慮や地域との合意形成が図られた、いわゆる地域と共生した事業になっていくものと考えられ、また、改正再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に義務化された説明会の開催についても、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を図るという目的の部分で、周辺住民が望まない場所におけるメガソーラー設置への抑制につながると考えております。新たなメガソーラー設置の可能性についてはないとは言い切れませんが、設置へのハードルは確実に高くなっていると認識をしております。本町としては、グローバルな課題として、国及び宮城県と同様に、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて地域と共生した再生可能エネルギーの導入が図られるような体制づくりを研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番（佐野瑠津君）

それでは早速再質問に移らせていただきます。

1要旨目のところなんですけれども、年間の廃棄量のところ、排出量のピークは2035年から2037年頃ということでございました。また年間約17万トンから28万トンが予測されていると。そしてまた最終処分量の1.7%から2.7%に相当する量と予測されているとありましたけれども、この数字は町内の予測されるパーセンテージという理解でよろしいでしょうか。

そしてまたこのことに関する町長の課題認識というか、この現状に対しての率直な所見をお伺いいたします。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは佐野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

全体の電源構成比のデータにつきましては全国の平均の数字となっております。
これまでもいろんな形でお伝えをさせていただいておりますけれども、町内での様々な循環を考える中で、私は非常時も考えた場合に、電気も自給自足をできる環境が必要であろうというふうな思いがある中、一つ太陽光発電も含めた、または小水力とかもあるのかもしれませんが、再エネで非常に最低限の電気を町内で賄える環境というのは必要でないのかなというふうに思う反面、自然もどうやって守っていくのかという部分、そことのバランスをどう考えるかというのは課題であるなというふうに思っておりますのと、加えて農業者等の一部安定した所得の一部になればというところから、ソーラーシェアリングをはじめとするああいった在り方ももう少し進んでいただければ私は非常時にも対応できる町になるのではないかなというふうに考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

理解いたしました。国内の予測される量であるということでございましたが、私が調べましたら、環境省また経済産業省のデータによりますと、2040年代に大量廃棄される見込みとなっていると。そして国内の予想される廃棄量は1年に最大50万トンというふうに資料に書いております。もちろん既存の太陽光パネルにおきましては40万トンであるだろうという数字が出ているわけです。これはもちろん全国の量によるわけですが、大和町内にも26か所、実際にメガソーラーと言われている1,000キロワット以上の施設があるという現状がございます。そしてまた町長が言われたように災害時に助けになるのではないかと、また業者の方への助けになるのではないかとその点はもちろん理解いたしますけれども、今回のことに関しましてはメガソーラーと言われている森林を切り崩してそこに大々的にパネルを敷き詰めていることに関しての課題意識は町長はあるかどうかということでございました。ちょっと時間の関係上もでございますのでこのまま2要旨目に移らせていただくんですけれども、現在町としての適正に処理に向けた計画やルール整備を行っているかというところにおきま

て、日本の国が今いろいろな改正を行っているということを私も理解しております。また宮城県においても、条例をつくっているということも理解しております。しかし、ご答弁でありましたように町独自としてどのようなことができるのか。国も動いている。県も動いている。しかし、本町として町としてはどこまでを許可し、またどこまでを境界線といたしますか、というところにおいては適正な処理がちゃんとされるような仕組みづくり、または条例などをつくるべきと考えますけれども、町長はこの条例をつくることに関してはどうにお考えでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの佐野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

廃棄に関する町の条例という理解でよろしいのかなというふうに思いますけれども、まず確かに新しい技術でもあるところもあって、国もいろんな制度を今整備をしている状況にあります。加えて、太陽光パネルの廃棄の問題をよくお話をされますが、私が調べている限りによりますと今現在100%リサイクル可能な工場が各エリアにできておって、東北エリアで見ますと最終的に処理する工場が今岩手県にあって、その基本的にはごみは各発生した都道府県で処理をなささいという大前提になっている中、その岩手県の工場と提携を結ぶ運搬できる業者さんが県内にも3か所程度もう既に発生していると考えております。そういった中では、今のところ国の今制度に乗っていくのが精いっぱいなのかなという部分が正直なところで、町としてどういうことがよりできるのかという部分がいろんな課題もありますので、課題の整理をしている段階であります。

あとパネルの廃棄の点、確かに心配される方々がいろいろおるわけでありますけれども、実際太陽光パネル自体、1960年代に長崎県の灯台の明かりに使われたシャープさんのパネルが実用機として一番最初にできておりまして、もちろん発電を制御するためのパワーコンディショナーの交換は行っているものの、いまだにパネル自体は利用されているという現状と、あと宇宙開発等々でも今苛酷な環境下で宇宙ステーション等での電気として利用されているところもありますので、設備を法律にのっとった形できちんとメンテナンスをして長く維持していただくようなそういった必要性はもちろんあるんだろうなというふうに思いますが、すぐに廃棄ではなくてより長く安定

した電源としてきちんと整備をしていただく環境というところはちょっと町独自としても環境の整備というところも含めて何らかそういった視点で動いていく必要があるのかなというふうな認識で私自身はおります。まさにこれからの今課題抽出中でありますので、まだ具体的に動いていない状況であります、私の考えとしてはそのような考えおります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

町長のおっしゃるとおりリサイクルを国が進めているという点と、また岩手県にそのような処理場があるということを私も理解しております。しかしながら今日本でシェアされている太陽光パネルの約8割は中国産のパネルでございます。日本産の国産のパネルとは全然わけが違いまして、中国産のパネルですとメーカーや型式によって微妙に厚みが違ったりですとか、国産ですと統一されているんですけれども、やはりそこは海外との違いというところでそういう差がある。またリサイクル業者さんのインタビューしている映像を見ますと、やはり中国産のパネルですとその辺の処理の仕方が違うのでリサイクル業者さんも調整しながらやっているんだということをニュースで見たことがございます。そして、このパネルの廃棄についてリサイクルが進められているんですけれども、鶴巣に最終処分場が新しくまた建設されるということですね。このパネルに関してのリサイクルしました、そして最後リサイクルできない部分の最終処分場というふうになるところは宮城県内だと3か所になります。そのうちのひとつが鶴巣の新最終廃棄物処分場になります。そしてまた、もう一つはジャパנקリーンさん、また仙台環境開発さんと県内に3つあるんですけれども、これは本町にもこの廃棄するということにおいてはもちろんリサイクルはされるんですが、リサイクルされなかった部分においては結局は大和町にも何かしらの影響があるのではないかと考えているんですけれども、その点は町長はどのような認識でございますでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まだ実際のところは本当に処理されたパネルがごく僅かな部分がある中ではあると思いますが、私が認識しているところでありますと、岩手のリサイクル会社と契約したところに産廃の事業者自体は一旦県内のパネルを引き受けて最終的なリサイクルの処理は基本的には100%その岩手の工場に持っていかなきゃならない流れになっているという認識であります。ガラス等エポキシ材ガラス、あとレアメタル等と分けた中で、特にガラスの機材関係は北海道等での舗装材に混ざるような実証実験がされているでありますとか、あと希少価値のあるもちろんレアメタルはそれぞれの成分に分けられていると。あとエポキシ材等々はまた再利用されているのであるというふうに伺っておりますけれども、最終的にそこで本当に何らか出たごみのところについては宮城県ではなくて多分また持ち出しになっちゃうでしょうから、岩手の中で何らか多少なり出たものは処理されるんだろうなというふうに思っておりますが、詳しくまだ調べてはそこはおりませんが、ほぼ100%に近いリサイクルが可能になっているというふうに思っております、万が一出たごみは一旦契約を結んで岩手県に運んでおりますから、そちらで処理をされているのではないのかなというふうに推測をこれはしておる段階です。これからまたその辺は調べてみたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

リサイクルの流れに関しましては理解いたしました。しかし、やっぱりご答弁がちょっと確証がない部分がやはりあるというところは町としてやっぱりもうこの10年先に備えていかなければいけないと思いますので、そこはしっかりと調べていただいた上で本当に大丈夫なのか。そしてちゃんとリサイクルされるのか。また大和町の最終処分場には関係しないのかとかその辺の細かいところはぜひ調べていただいて、はっきりとご答弁いただくところをいただきたいと思います。

続きまして3要旨目の再質問に移らせていただきますが、町内において大規模太陽光を新しく設置するかどうかに関しては、なしとは言えないというご答弁でございま

した。もちろんここは国も推進している、また県も推進しているというところがございますので、何かしら大和町はやはり町内の70%がやっぱり森林である、また山があるというところで開発される事業所様に関しては探していると思うんですね。そうした中で、国が進めている脱炭素の取組があるわけですがけれども、この脱炭素の取組が2050年までに取り組んだとしても、I P C Cというグループがございまして、これは環境省が発表しているデータでございしますがけれども、I P C Cは気候変動に関する政府間のパネルでございします。国際的な専門家が発表する報告書なんですけれども、2050年度までに国がG Xと言われる取組に投資したとしても、実際の気温の低下は0.006度しか下がらないということがはっきりと報告されているという点、そしてまた、日本のCO₂排出というのは世界で見ても世界のたった3%にしかすぎないんですよ。第1位、第2位の国はこの脱炭素には取り組んでいないという実態が実はあるんです。なのに、日本の国は脱炭素に取り組む。そのことはもちろん同意いたします。しかし、多くのリスクを伴っているこの廃棄の問題、そしてまた突然事業所が変わってしまったという事例がありましたりとすとか、石川県の能登半島地震の際には土砂崩れが地震によって起きまして道路が封鎖されてしまったんですね。そのときに、町が事業所に電話しましたらもう事業所が変わっていたと。誰も連絡がつかない状態で町が廃棄パネルを保管したという事例がありました。なので、何ていうんですかね、廃棄のリサイクルは見通しが立っているということは理解したんですけども、今後事業所が突然変わるとか、また事業所が倒産してしまったとか、そのような事態が発生してしまうことも考えられる。また地震が起きる、また大雨が起きる、自然災害が起きるということも十分考えられる中で、町長に最後もう一度やはり町独自のある程度の廃棄に関する条例ですとか、またちゃんと廃棄した後に町に報告してくださいね。もしくは県でもいいんですけども、その辺のある程度のガイドラインというものは町としてしっかり持つべきだと私は考えますが、最後に町長、この件に関しましてもう一度お聞かせください。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは佐野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まだ町で何も制定しないという話ではなく、今課題の整理をしたいなというふうに

思っている段階だということでご理解をいただきたいというふうに思います。

また加えてメガソーラーに対する思いというところでもありますけれども、私自身もGXの時代でもある中、大規模な森林伐採を伴うパネルの設置等々はいかななものかなというふうな思いがあるのは正直なところですが。加えて、とはいうものの、確かにIPCCのいろんな数値も出ておる中であって、今逆にこの二酸化炭素自体を吸収しているような形で別な科学的に処理をしようという動きも出ているのも事実であります。各国一番電気を使う上位の2国がなかなか進まないのも現状であるものの、日本としてもやれることはやっぱりやるべきだろうというふうに思いますのと、加えてでき得れば最終処分に困るような原発に頼らないクリーンな電気という意味で私は魅力はあるんであるというふうな思いがある中で、廃棄のもちろん規制も考えながら、それ以上に長くパネルの発電をするものですから、それをいかに長く使ってもらえるのかというような視点も加え、どういう形で規制ができたらいのかというのはこれから検討をしてまいりたいなと併せて思っているところであります。

以上であります。

議長（今野善行君）

佐野瑠津さん。

2番（佐野瑠津君）

ぜひ真剣に向き合っていていただいて、このことに関しては大和町の森や山、また次世代に残すためにも取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、2件目に移らせていただきます。公共施設の全容把握と長期的なビジョン設定を。

町内に点在する公共施設の多くが建設から年数がたち、老朽化が課題となっております。これに伴う補修工事や維持管理費用は町の財政にも大きな負担を与えており、施設ごとに修繕対応していくことには限界があると感じております。今後は町全体の公共施設を俯瞰し、将来的な人口動態や財政見直しを踏まえた上で、町民のニーズに即した計画的かつ持続可能な施設運営を行っていく必要があると考えております。

そして、以下の点について町長に伺います。

1 要旨目、町が管理する公共施設の老朽化状況、また今後予想される保守修繕費用の概算について、現状の認識を伺います。

そしてまた2 要旨目、人口減少や少子高齢化の進展を見据え、公共施設において町

はどのような将来像を描いているのか、お伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは次に、公共施設の全容把握と長期的なビジョン設定をについてお答えをいたします。

本町では、長期的な視点を持って公共施設等の更新、統廃合等を計画的に行うことにより、更新費用の増加の抑制等、財政負担の縮減、平準化を図るとともに、公共施設等の適正な配置の実現を図るため、平成29年に大和町公共施設等総合管理計画を策定しております。また、個別施設ごとの管理方針として、個別施設計画、これを併せて策定しているところであります。

それでは1 要旨目の町が管理する公共施設の老朽化状況や、今後予想される補修修繕費用の概算について、現状の認識を伺うについてお答えをいたします。

本町では役場庁舎をはじめ、教育施設や集会施設、町営住宅など、本町が管理をする公共施設が約168施設ありまして、このうち約5割の施設が建築後30年を経過するなど多くの施設で老朽化が進んでおります。また、今後予想される補修修繕費用につきましては、令和5年3月に改定をしました大和町公共施設等総合管理計画において、全ての公共施設を更新、大規模改修する費用として今後40年間で約355億円、直近10年間では長期財政見通しとして約100億円の費用が発生すると試算しております。このような状況から、公共施設の更新や大規模改修については、工事の実施時期を計画的に分散しながら財政負担の軽減や標準化に取り組んでいるところです。

次に2 要旨目の人口減少や少子高齢化の進展を見据え、公共施設において町のどのような将来像を描いているのかについてお答えをいたします。

本町の公共施設については、今後、更新や大規模改修が必要となるため、大きな財政負担が生じる状況にあります。一方、人口については令和13年度以降は徐々に人口減少が進むことが予想されており、公共施設の更新や改修については町民のニーズや将来的な人口動態、財政見通しなどを踏まえ、計画的に取り組む必要があると認識しております。本町としましては、大和町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の施設総量を延べ床面積ベースで令和28年までに10%縮減する目標や、更新費用等の平準化、公共サービスの向上に引き続き取り組んでまいります。その具体的な一歩

として、今年5月にまずは規模の大きな施設が集中する吉岡地区を中心に、吉岡地区公共施設新設再編再配置等検討委員会を設置し、検討を始めたところであります。本検討委員会では、公共施設の新設、再編、再配置及び廃止等の方向性を課長職以上で検討し、庁内で意思統一を図りながら方針決定していく予定であります。その上で既存施設の計画的な維持補修による長寿命化を図りながら、公共施設等の最適な配置に近づけるよう努力してまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

それでは再質問に移らせていただきます。

まず1 要旨目でございます。町内に公共施設が168施設とあると聞いて多いなと改めて数字を見て思いました。また、この約半数の施設が建築後30年を迎えるということ、そしてまた予算というか費用に関しましても長期財政見通しとして約100億円の費用がこの10年間で、直近でもう予想されている、試算されているということでございました。確かに私も町外の者ですから、こちらに引っ越してきたときに赤ちゃんの子供がいたときに健康推進課さんがされている乳幼児健診はこちらの建物で、母子活動のグループに行きたいと思ったら違う建物だったりとか最初ちょっと戸惑いまして、こんなに建物があるのかと。一つに集約されていないのかと最初引っ越してきたときに大変びっくりしたのと、あと戸惑ったというのを覚えております。そしてまた町内には168施設あるということとこの財政面というところで、本町は普通交付税不交付団体というところで、豊かな不交付団体の市町村もあれば、本当にちょっと出ている不交付団体のところとかそれぞれの市町村の課題があるわけですね。そうした中でこの公共施設の課題も本町にはあるというところで、町長が理想とされているこの10年後、100億円も必要とされている、そしてまた168施設もあるという中で理想とされているその姿といいますか、理想像というのはこの公共施設に対してどのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの佐野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

なかなか難しいご質問だなというふうに思っているいろいろ考えておる中でありますけれども、やっぱりその機能が持続的に継続的にその場所にあり続けられるような施設であってほしいというのが思いのところ、今現状どこの施設も今敷地に対してやっぱりぎゅうぎゅうの状態、建て替え更新となるとまた別な用地を取得しなきゃないとかというような新たな大きな課題が今発生しているところでもあります。ある程度人口動態、または人が住まれる場所等々決まってきた部分もありますから、新たな用地を取得することがないようにそのエリアで建て替えが可能なような、少し余裕のあるような敷地を設けた中に複合的な施設が各地区にいろいろできればいいのかなというふうに思う部分と、あと極力公共で持つ建物は私は減らしていきながらやっぱり民間に運用していただくようなそういう手法をもっとこれから進めていくべきではないのかなというふうな思いで今のご質問に対してはお答えをしたいなというふうに思います。そういった今道をいろいろ探ってまいりたいと思って動いております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

本当に町長のおっしゃるとおりで、なるべく町として負担している施設を減らしていった、そしてまた集約される、もしくは持続的にあり続けてほしいというところ、本当おっしゃるとおりだなと聞いておりました。やはり施設の中でも先ほど町長もおっしゃったとおり、ひだまりの丘ですと社会福祉協議会が入っている、児童館も入っている。健康推進課の健診も入っていたりとか、何か様々な使わなきゃいけないところがぎゅっと詰まっていたり、また吉岡小学校の前の児童館ですと、保護者の方に聞きますと皆さん吉岡小の前の児童館がいいとおっしゃるんだけどそこはもういっぱい入れないとか、やはり住民のニーズというところと、そしてまた現状の大和町内にある建物の数というところがやっぱり合致していないところがやっぱりあるんじゃないかなというふうに感じております。

この2要旨目のところ、将来どんなような像を描いているかというところで、

今年の５月から委員会を設置されて課長職以上で検討しているということをお伺いいたしました。各課によって所有している建物が違うというのもやはり現状、現場におられる課長さん方が一番知っていらっしゃると思うんですけども、やはりその念入りなヒアリングですとかもう既にされているとは思いますが、やはりそのすり合わせ、各課の現場で聞いている声だったり、また現場で思っているところだったりとか、やっぱり課長さんたちが一番その部分はよく知っていると思います。その部分のすり合わせがもう既にされているのでそこをさらにやっぱりしていただくことが必要なのかなということと、あとやっぱりすり合わせですね。議会側もやはり各地区の代表として私たち立たせていただいていますから、もっと町民の声を聞いてそれをまとめてもうちょっと提示できるようにするべきだとは思いますが、あとは町民のニーズというところでは、やはり各世代の町民の方々のニーズを聞いた上で進めていかないと、執行部が考えたところでまとまってしまってそこから町民に懇親会を開いてこういう方向でいきますではなくて、やはりそのすり合わせの部分にもっと時間を割いて慎重に進めるべきではないかと思いますが、最後このことに関して町長のご意見をお聞かせいただけますでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは佐野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほどありました平成28年に出来上がった公共施設の管理計画でありますけれども縮減の目標があった中でなかなか具体的な議論がされておりました、残念ながらですね。それを昨年の別な同僚議員さんの一般質問もありながらどう進めていくのかというふうな中で、一方的な一課だけの思いではなかなかうまく進まないだろうというところから、具体的な組織横断的な議論が進むようにというところからこの検討委員会を今回つくらして具体化をたく今動き出しているところであります。もちろん執行部側での意向と住民のニーズとマッチしていなければもちろんならないわけがありますので、今のIT技術の進展によるグーグルフォームを使ったアンケート等も駆使をしながら、そういった内容を取りまとめたものを実際にももちろん実施するに当たっては議会の皆さんにもお示しをしながら、ご意見を伺いながら進めていきたいなというふうに思いますが、まずは執行部側での実際窓口で先頭に立っている職員の声

もちよつとぜひ確認をしながら段階を経て進めてまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

先ほどご答弁にありましたとおり、平成28年ですか、そのときは議論があまりされていなかった。本町の課題としましてはやっぱり議論をもっとするべきだと思うんですね。議会側もそうですし、そしてまた執行部側もやはりそれぞれで感じていらっしゃる思い、またアイデア等をしっかりとそこに時間を割く、そしてから行動に移していくということが問われていると思います。

最後にですけれども、長野県の宮田村というところがございまして、そちらでは村づくりの基本条例を制定されております。この条例は、住民と議会とそして行政の3者がワークショップやまた会議を何度も何度も繰り返して開催しまして、そして検討したと、町の公共施設に対して。そのような取組をされている自治体もございます。ですから、町民、そしてまた議会、また行政、適切なこの3者関係のもとによく議論をして、そしてまたこれからのこの大和町の公共施設の方向性を一緒に考えていきたいということを考えております。ここはご答弁いただきたいところですがお時間がちよつと迫っておりますので、次に移らせていただきたいと思います。

では続きまして、3件目に移らせていただきます。子育て支援についてでございます。

近年、少子化や共働き世帯の増加により子育て世帯が直面する課題が多様化しております。本町としてこれからの子育て支援をどのように位置づけ、どのようなビジョンをもって取り組まれているのか、町長のお考えをお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

この話題にご回答する前にちよつと1点間違いがありましたので、私が間違った発言をしましたので訂正をさせていただきたいと思います。

総合管理計画は令和5年度に作成したものでありまして、令和28年までに10%を削減するという具体的な道筋がまだついていなかったところでありましたので、先ほどその点、修正をさせていただきたいというふうに思います。

それでは次に子育て支援についてのご質問にお答えをいたします。

本町のこれまでの子育て支援については、子供の健やかな育成を図るため、医療機関を受診した際の自己負担の医療費を全額助成する「あんしん子育て医療費助成」事業に取り組んでおり、対象児童の18歳年度末までの取組につきましては県内でも早めの平成28年度から取り組んでおります。平成27年度から始まった子ども・子育て支援事業計画では、計画策定前に住民ニーズを把握するためアンケートを実施し、ニーズの高い施策を実現するように努め、令和3年度から病後児保育事業、令和7年度からは病児保育事業、子育て短期支援事業に取り組んでおります。保育所の待機児童対策につきましては、核家族で共働き世帯の増加に伴い平成29年度をピークに拡大いたしました但、施設整備などにより徐々に少なくなり、令和4年度からは4月1日時点での待機児童はゼロで推移をしております。また、学校教育に係る教育費の給食費の無料につきましても、子育て世帯の負担軽減の一環として平成5年度より取り組んでおります。これからの本町の子育て支援としましては、保護者の方がより安心して子育てしていく環境を整えていくことが重要であると考えております。保護者や住民のニーズを把握をし、住みたい、住み続けたい町として施策を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（今野善行君）

佐野瑠津さん。

2番（佐野瑠津君）

子育てのことでもございました。第3期大和町子ども・子育て支援事業計画によりますと、大きな目標というところに「育てる喜びと育つ喜びが実感できるまち・たいわ」というふうに書いてあります。すごくいい表現だなというふうに思っておるんですけども、やはり育てる喜び、そして育つ喜びを感じるのって主にお父さんはお仕事で出かけてられたと考えたらば、お母さんがやっぱり大きなそこに喜びを感じるところでは大きいのかなと。もちろんお母さんだけではないんですけども、その部分で一番やっぱりお母さんへのサポートというところが大きいのではないかなと思っ

ております。町内に寄せられているいろいろな相談に関して聞きましたところ、やはりお母さんたちのメンタルの部分の問合せが多いということを聞いております。それはなぜかといいますと、私のように県外出身者ですとか、または町内出身者であっても同居もしているんだけど家族に頼れない方ですとか、孤独を感じていたりですとか、また頼れないということがやはり子育てにおいてはすごく大きな大きな壁となるわけでございます。そうした中でお母さんのメンタルのサポート、心の余裕をもうちょっと町全体としても支えていくことができるならば、子供たちにもいい影響があります。またご主人にもいい影響があり、家族全体にもいい影響があるというところではあります。やはりお母さんへのサポートを考えていかなければいけないのではないかと考えておりました。そうした中で、今までも大和町は率先して早い段階からあんしん子育て医療費助成に取り組んでくださって、そしてまた同僚議員の提案によってこれも取り組んでいるということも聞いておりますし、また様々な経済的な支援も大和町は出生のときにお祝い金という形で国のお祝い金に合わせてしたりですとか、そのような経済的な支援というところを大和町はしてらっしゃると思います。しかし、これからの時代少子化と言われており、そしてまた本町でも令和13年度以降は人口減少が予想されている中で、いかにこの子育て世帯をこの本町に呼び寄せて定住促進につなげていけるかということは大きな大きな課題となると思います。私個人はこの子育て支援というのがまちづくりの根幹であると考えているわけなんです。この子育て支援に力を入れている自治体というのは出生率の回復があったりですとか、また定住促進があるという一定の成果が報告されておまして、例えば千葉県の松戸市ですと、共働きの世帯が増えているがゆえに駅ナカ、駅近に保育施設を充実させた事例ですとか、そのことによって定住促進につながったということも聞いております。また、例えば千葉県の流山市ですとスローガンを掲げておまして、「母になるなら、流山市。」

「父になるなら、流山市。」というふうにもスローガンを掲げております。そしてまた、よく皆さんもご存じの兵庫県の明石ですね。明石は子供を核にしたまちづくりですとか、やはりそういうふうに掲げている自治体というのは人口が増えているということが分かっております。ですので、本町が今後迎えようとしている人口減少に関しまして、ぜひ町長にこの子育て支援というところにおいてもっと力を入れ、ブランディングしていくということを提案させていただきたいと思います。昨日、同僚議員からも教育に力を入れることというふうにありました。確かに子供に関わることに力を入れていると子育て世帯は引っ越してきます。県外からも絶対引っ越してきます。もしくは遊ぶ場があるとか、ここは力入れているんだよ、子供に優しいんだよとなれば、子

育て世帯は自分の仕事を変えても子供のためなら引っ越してくるんです。ですので、ぜひ本町にも子育て支援に力を入れていただきたいという思いがあるんですが、その点今町長お聞きになられまして、どのようなこの子育て支援に対する思いを町長、ぜひお聞かせいただけますでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それではただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、その前にすみません。給食費無料のところでは私はまた年号を間違えてお話ししたようでありますので、無料化を始めましたのが令和5年度からということになりますので、平成ではなくというところでご了解をいただきたいと思います。

それでは、ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思いますけれども、議員ご指摘のとおり、子育て支援、親のサポート、非常に重要であろうというふうに思います。町内のアンケートを見てもやっぱり核家族化は非常に進んでおります。コロナ禍前でありますと、ボランティア友の会の方々、子育て経験者の方々が定期的に子供さんを預かって保育をするような機会もあったわけでありましたが、なかなかコロナ禍、そういう機会も減って一旦途切れておった中でもありましたけれども、そういった方々にも今後また協力もお願いしたいなというふうな思いもありましたし、今年度からは一時的に子供さんを預かっていただくような事業を始めたく、富谷市にある施設さんと契約等も結ばせていただいています。そのほか身近にお子さんと住民の方が子供さんと触れ合っていて、大きなコミュニティー、あったかいコミュニティーができることは町としてももちろん十分大事なお話だろうというふうに思いますし、やはりお子さん方がいなければ未来を背負っていただく町民の方がいらっしゃらないことになるわけでありますので、優先事項として取組させていただきたいというふうに思っています。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 (佐野瑠津君)

今、町長のご答弁から子供は町の宝であると。本当にそのとおりでございます。そしてまた優先事項として考えていきたいということで大変安心いたしました。

先日、子育てサポーターの研修に参加してまいりました。そこで16名ほど参加されていたんですけれども、実はもう皆さん涙を流しながら自分の子育てサポーターになりたい思いを語る時間があったんですね。私もその場にいたんですけれども、やはり皆さん自分も子育てを経験して孤立していたと。つらかった、心配だった、不安だった、でも地域の方が声をかけてくれたことで自分は助かったんだとか、そういう話をお伺いすることができました。だからこそ自分も力になりたいんだと。ただし、今の現代社会だとなかなかお母さん方も自分で育てるというのが当たり前になってしまって、他者が介入することに対して拒絶感を覚えるお母さんたちもやっぱり増えているということも大変課題だなと感じております。ですので、いかに子育て支援というところにおきましては行政としてはその仕組みづくりですよ。町民同士をやっぱり引き合わせる仕組みづくりの場をつくっていただく。また、経済的な支援というところでサポートしていただいている。でも、一方では民間のところで町民同士の助けたいと言っている方々が実際にいるわけで、そして実際に子育て世帯の方にもちょっと預かってほしいとか、ちょっと食事のところであげてほしい、話を聞いてほしい、一緒にちょっと子供を見てほしいとかそういうつながりをやっぱりお母さんたちは求めております。このつながりさえあれば幾らでもお母さんってやっていけるんです。この子育てサポーターの際に来てらっしゃった仙台市の先生がおられました、その先生もやはりこのつながりが大事であるということをおっしゃってございました。今、仙台市ではなかなか児童館、また子育てのそういうサロンでも参加者が減っているそうです。皆様共働きが増えている、もしくは他者とつながることに対してあまり興味を抱かない世代がやっぱり増えている現状があるとおっしゃってました。そうした中で講師の方がおっしゃってくださったのは、大和町はこんなにも涙流してまで子育てのことに関わりたいと言っている方がいるということはすごいことだよとおっしゃってくださったんですね。なので、ぜひ大和町がロールモデルとなってこの子育て政策に力を入れてほしいんだと言ってくださったわけです。ですので、ぜひ町長にはこの子供たちを宝にすること、また子育て世帯の特にお母さんへのサポート、お母さん同士がつながる、また先輩のお母さんたちとつながる、このつながるところにおいてはやっぱり行政が入っていただかないとなかなか町民同士ではどこの人となってしまうので、しかし行政がそういう場をつくっていただくことでつながり、またそこで共助が生ま

れ、お互いの助け合いが繋がると思いますので、ぜひ町長にそこも検討していただきたいと思います。

最後に町長、この子育て支援に対してもう一度ご答弁をいただけますでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私も子育てはもう終わって大分なるわけでありまして、今孫育ての状況に今ある中ではありますが、いろいろやはりたまたま長男の嫁が県外から嫁いできている関係もあったりして、やっぱり核家族で子育てをされているママ友たちのお話もよく聞く機会があります。そういう意味では本当にいろんなご不便、ご不安を感じてらっしゃるんだなというふうな思いがある中で、子育てを終えた我々世代の者が隣近所の方ともっと触れ合うようなそういった取組もこれからやはり必要だし大事であるなというふうな思いであります。日本国内の生涯の出生率、特殊出生率も下がっている現状、何らか打破しなきゃない、道が何なのかという部分にもつながっていくんだろうと思いますが、ぜひ子育てに優しい町となれるよう今後も議員のお話も参考にさせていただきながら前向きに進めさせていただきたいなということで考えておりますので、これからどうぞいろんなご提案をお願いしたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

佐野瑠津さん。

2 番 （佐野瑠津君）

ではこれで一般質問を終わらせていただきます。

議 長 （今野善行君）

以上で佐野瑠津さんの一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前 11 時 01 分 休 憩

午前 11 時 10 分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

10番今野信一君。

10 番 （今野信一君）

それでは通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

地域が関われる子育てについて。

施策の中には町と受益者の2者間で完結するものもあれば、地域の協力を必要とするものもあります。福祉や防災など住民が積極的に協力し合い取り組まなければ達成できないもののほか、ボランティアサークルなど住民の自発的な活動によって進められるものもございます。子育てに関する事業において、町は家庭と教育機関などと地域の連携を求める場面があります。町が目指す地域の子育てに関しての取り組み方をお伺いいたします。

1 要旨目、国は令和5年12月に「はじめの100か月の育ちビジョン」を発表し、社会全体で幼児期までの子供の育ちを支える共通した考え方を広めることの必要性を述べております。町はこの考え方をどのように捉え、どう対応しておるのでしょうか。

2 要旨目、最近PTA活動において保護者の参加率の低下など課題が出ていると聞きます。時代の変化によってPTA活動の在り方も変わるものと理解いたしますが、学校や保護者が地域に望む子供に対しての関わり方などにも変化はあるのでしょうか。お伺いいたします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは今野信一議員の地域が関わる子育てについてのご質問にお答えいたします。

地域が関わる子育てにつきましては、交通安全の見守り活動や地域の夏祭り、運動会などのほか、地域の皆様が先生となり、農業体験や社会奉仕活動により子供たちは地域の方々との触れ合いを通じて尊敬と敬意を学び、豊かな心と健やかな体を育みながら地域とのつながりを感じていることと思います。しかし、近年においては保護者の多様な考え方、少子化による児童数の減少、さらにコロナ禍による社会環境の変化などにより、地域とのつながりが希薄化していると感じております。

初めに1 要旨目の、国は「はじめの100か月の育ちビジョン」を発表し、社会全体で幼児期までの子供の育ちを考える共通した考え方を広めることの必要性を述べている。町はこの考えをどのように捉え、対応しているのかの質問にお答えをいたします。

国は「はじめの100か月の育ちビジョン」につきましては、妊娠期から小学1年生までの約100か月間は人格の基盤を築く重要な時期であり、人生を幸せな状態を保ちながら一人一人が健やかに育つことができるよう社会全体で支えていくものです。

「100か月の育ちビジョン」は5つのビジョンがありまして、その一つに子供の育ちを支える環境や社会の厚みを増すというものがあります。これについては、子供や子育てに直接関わりのある方だけでなく、社会の全ての人がそれぞれの立場で子供の育ちを支えていくというものであります。本町におきましても、国が示す5つのビジョン「こどもの権利と尊厳を守る」、「安心と挑戦の循環を通じて子供のウェルビーイングを高める」、「こどもの誕生前から切れ目ない育ちを支える」、「保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする」、「こどもの育ちを支える環境等を整える」を意識しながら施策の展開を図ってまいります。

また、令和7年度からこども家庭センターを設置し、母子保健と児童福祉の両輪を機動的に運用し、妊娠期から子供の健全な育成を切れ目なく見守り、支援を行ってまいります。

次に、2 要旨目の、最近のPTA活動において保護者の参加率の低下などの課題が出ていると伺っております。時代の変化によってPTA活動の在り方も変わるものと理解しておりますが、学校や保護者が地域に望む子供に対しての関わり方などにも変化はあるのかについてお答えをいたします。

PTAは、子供たちの健やかな成長と教育環境の向上、社会教育及び家庭教育充実を図るため組織された団体であります。しかし、時代とともにPTA活動に対する考え方が多様化し、その必要性についての議論等もあり団体を解散する地域がございます。本町におきましても、共働き世帯や核家族化の増加などにより子育てに関わる時

間に限られるなどの様々な要因から、役員の選出の際などで苦慮している団体もあると伺っております。このような中、町内のあるPTAでは、役員数や会費を減らし、事業内容を見直ししながら持続的に活動ができるよう、組織の見直しに取り組まれていることなども伺っておりました。保護者が地域に臨む子供への関わり方につきましては、働き方や世帯構成等から考え方など様々な違いがございますので、一概に回答は難しいのですが、学校としては地域の皆様にはこれまでと同様に交通安全や見守りのご協力、農業体験、伝統行事や芸能の伝承など、引き続きご支援とご協力を賜りたいのではないかと考えております。町といたしましても、子供たちの健全育成を目的に、学校、家庭、地域、行政が一体となって様々な共同教育活動を推進してまいりました。地域の皆様には、今後とも様々な事業等にご参加をいただき、子供たちと触れ合いながら、次代の地域を担う子供たちの健やかな成長に一層のご理解を賜りたいと考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

今野信一君。

10 番 （今野信一君）

それでは再質問させていただきます。

1 要旨目で初めの100か月というようなことを述べさせていただきました。子供の成長におきまして、初めの100か月だけが大切だというわけではないとは思いますが。ただ、その初めの100か月にこだわるというかそういったことを国は出してくております。町長としては100か月間の子供、そこ辺りに対してどのような重要な時間であるというふうに捉えるか、どういうふうに思っていらっしゃるのかお聞かせいただければというふうに思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それではただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

やはり自我が芽生える人間形成を考える上で非常に大事な100か月ではないのかな

というふうに思います。昔は三つ子の魂百までなんて言われていましたが、それ以上にもっと100か月という期間、その後のその子の人格形成に非常に大事な期間だというふうに思います。

以上であります。

議長（今野善行君）

今野信一君。

10番（今野信一君）

初めの100か月について国のほうで示しているのはその重要性です。乳幼児期は脳発達の感受性期と言われ、脳発達において環境の影響を受けやすい限定された時期の一つであるなど生涯にわたるウェルビーイング向上にとって特に重要な時期であるというふうに言っております。またあと生涯の健康や特定の病気へかかりやすさは胎児期や生後早期の環境の影響を強く受けて決定されているという考え方もあるなど、子供の誕生前も含め、育ちを支える基盤的時期として捉える必要がある。さらに育ちの側面と両輪をなす学びの側面からも米国における研究で質の高い幼児教育は長期にわたって影響を与えるとされているなど、幼児期までの重要性は世界的にも確認されているところであるというふうに言われております。大変重要な時期、その中では町長もおっしゃられましたように三つ子の魂百までとか人間の形成、自我が芽生える、そういういったようなことも大変重要なところなのかなというふうに思います。国で言っているところの脳の成長というようなことも考えますと、脳の成長というのは出生時期、急激に始まって四、五歳で成人の80%に当たるぐらいで、6歳で90%、12歳で100%の形ができるというふうに言われております。形ができたとしても働きが機能できるかと言ったならばそれはやはり神経細胞のつながりというのかシナプスというんでしょうかね、そういったものの結びつきが深まれば深まるほどその活性が強まっていくものと、それで脳が育っていくというふうに、神経細胞が140から200億個ぐらいあってそれがつながっていくことによって、つながりがよければ町長のような立派な方になっていくというような形になるのかどうか分かりませんがね。そういうような、でもどういうふうにしてシナプスができるかといったら、刺激だそうですね。五感、すなわち触れたり見たり聞いたり食べたり匂いを嗅いだりそういうような五感によってそれがつながりを深めていくというようなことが、であるから幼少期に人と対面して接することの重要性というものがあるということです。でも最近ですと、最初のう

ちは子供がおっぱいを飲む、授乳をするときなんかでもお母さんがスマホ、携帯なんかをいじったりなんかして子供の顔を見ないというような話も聞いたりなんかもあるという、そういう目と目を見合わせて子育てをするというようなこと。もしくはお母さんも働きに出ていくとうちに帰っても接する時間が少なくなったり、あと兄弟が少なくなっている時代でもありますので、一緒に子供同士で遊ぶ時間もなくなったり、そしてまた核家族ということでおじいちゃん、おばあちゃんが一緒にいないということで触れ合う機会、人間と対面する時間が少なくなっている。そして大事な100か月の後半のほうになるとゲームなんか覚えてくると、今度はそういうような対面での触れ合いというものがなくなってしまうというようなそういう時代になってきているんじゃないかなと。そうすると、やはり結びつきというものが少なくなってきた脳は成長がちょっと困った状態になっているんじゃないかなというふうに思いますが、町長はそこ辺りのところをどのように子供の成長の危うさというんでしょうかね、昔と比べて少し変わってきているなというふうに思うんですが、そこ辺りどういう社会環境の変化によってどう変わってきているか、認識をお伺いします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

我々、幼少期にはもちろん携帯もなければ、テレビはあったかと思うんですが、その時代と比べると全く確かに時代が変わってきているんだなというふうに思いますが、先ほど議員もおっしゃったとおり、本来人と人とが触れ合う親子の関係、絆を築いていく上でも授乳時に目と目を合わせたりというのは本当に人格形成の上でも大事であろうと思う中、確かになかなか目を見ずというようなお話も聞いたりもするところでもあります。時代の変化はあれど、人間やっぱりいろんなものに五感を使っていろんなものに自分で触れて自分で経験をして失敗から学んでいくことも大事だろうと思う中、なかなか今そういう自由がない状況もある中、これからはより個人の個性であるとか特性を伸ばしていただく時代だろうと思う中、いろんなその子の特性を幼少期から見いだしながら、いろんな得意なところを伸ばしていくようなそういった保育の現場も大分変わってきているように感じる部分はございます。ぜひその子の特性を生かせるような、そんな社会となるような形で行政運営をしていく時代なんだろうな

というふうに思ってお話のほうを伺っておりました。

以上であります。

議長（今野善行君）

今野信一君。

10 番（今野信一君）

全くそのとおりでなというふうに思います。どうしても人との関わり合いが少なくなってくるといって、やはり刺激が少なくなってくる。いろんな人たちに会うことによっていろんな刺激を受けるというのは大変重要なことだなというふうに思います。昔は、私は大分60過ぎた後半のほうになってきていますけれども、そういう私の小さい子供のときでもやはり近所の子供たちと遊んだりとかそういうようなことも平気であった時代ですから、そういった中で育ってきたことによって育まれるものもあったのかなというふうに思います。町長の時代はもう少しお若いですから違うとは思いますが、そういうような必要性があるのかなと思います。

ちょっと脳細胞の話をもう少し続けさせてもらいますけれども、ミラーニューロンというものが何か頭の中にあって、それで対人関係、集団の行動の中でいろいろ人の姿を見て自分に移し替えてみて、それで何ていうんでしょうかね、ミラーニューロンが活性化する状態において相手の姿を見て自分に移し替えるというようなそういうようなものがあるそうです。私が聞いた話では、学校なんかで授業が始まる時先生が入ってきたら自然にみんな席に着くんですけども、それがごく自然に反射的にできるというのがそういうような働きの一つではないかというふうに言われております。ただそれがうまくできていない子というのは1人でいつまでもうろうろしていたりとか、みんなとちょっと違った形のほうの動きをしてしまうと。それでそういう子というのはやはり自分が反射的にできないものだから脳からの命令によって座らなければいけないよと座るというそういうような子供たちがちょっと増えてきている。いろいろな子供たちに今日も交通安全の指導なんかで会ってみますと、止まれと言っているのにぼろっと1人何の気なしに前に出てみたりとか、そういう子もたまにいますよね。それがそうだとはいちょっと分かりませんが、何となく集団の中で別行動を取ってしまうようなそういう人も教室の中にあるのかなというふうに思います。そういうことがうまくできていないというのはどういうことかということと集団生活がうまく取れていなかったとか、そういう脳科学の世界ではそういうような言われ方をし

ます。やはり他人との関わり合い、つながり合い、そういったようなものがないことによって出てくるということで、地域とのつながりですとかいろいろな人とのつながりというものが少なくなっていることによって出てきている一つの現象なのかというふうなことが言われております。そういうふうには、ちょっと違った子というのはやはりそういうふうな学校に行ってもつらい思いをするような形。さっき町長は特性とか個性とかそういうような見方をなさっておったようですけども、やはりそういうような中において、そういう個性とか特性ということにくっついてしまってそういう人たちに対してどのような対応をしていくとか、そういうようなこともなかなか考えていくのも大変なのかなというふうに思いますよね。

初めの100か月の中で回答の中にも出ていたんですけども、子供たちの育ちを支える環境の社会の厚みを増す必要があるというようなこと、これは国で言っているようなことでありますけれども、その中ではやはり地域との関わり合いということが重要なことになってくるのかなと。そういうふうに町としてそういう大切なものであるということの重要性というものを社会の中にかに発信できるかということが重要なんじゃないかなと思うんです。そういったことが今ちょっと本町足りないんじゃないかなというふうに思うんですが、その重要性といたしまししょうか、そういったようなものの発信の仕方というものについて町はどういうふうになさっているのか、お伺いします。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

なかなか難しい、確かに足りないと言われればそのところもあるかなというふうに思うところではありますが、具体的にぜひいい機会でありますので、子育てのほうの課長のほうから具体的な内容を回答させたいというふうに思います。

議 長 （今野善行君）

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長兼こども家庭センター長 （小野政則君）

今野議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず情報の発信が弱いんじゃないかというところでございます。そちらにつきましては、保育所であったり児童館であったり、あとは児童支援センターであったり、そういったところで情報の発信をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議 長 （今野善行君）

今野信一君。

10 番 （今野信一君）

町のほうでは子ども・子育て支援事業計画というのを出しているんですけども、その中にそういうような国で出している「はじめの100か月の育ちビジョン」という考え方というものが網羅されていないようなところがあるんですが、それは何か理由があるんでしょうかね。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

こども家庭庁発足時の内容であってこれからの具体的な反映になるのかなという気はするんですが、いま一度その点につきまして担当課長のほうに回答させます。

議 長 （今野善行君）

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長兼こども家庭センター長 （小野政則君）

それでは今野議員の再質問にお答えしたいと思います。

「はじめの100か月の育ちビジョン」のそのビジョンについては具体的には子ども計画、支援計画のほうには入っておりません。支援事業計画のほうでは、一つ一つの事業をどのように取り組んでいくかという計画でございまして、ただしこの5つのビジョンが入っていないというわけではなくて、一つ一つの事業を計画していく中でこ

ういった5つのビジョンを意識して事業を進めていきたいと思っております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

今野信一君。

10 番 （今野信一君）

子ども・子育て事業計画は多分子ども・子育て支援法の流れによってやっているものであって、「はじめの100か月の育ちビジョン」というのはまた別な経路から入ってきているのでなかなかここは入れられなかったというふうな経緯なのかなというふうに理解はしていたんですけども、でも初めの100か月の重要性というものは、大変こういうような言い方をすると町民の皆さんも意外と分かりやすいんじゃないのかなと。今まで脳の発育ですとか町長がおっしゃられましたように自我の芽生えですとかそういったようなことを考えれば、初めの100か月は重要なんだよということを町民にアピールするには大変いいキャッチコピーじゃないのかなというふうに思われます。こういうのは使っていった地域住民にも知らせたほうがよくなるのではないかなというふうに思うんですね。ですから、ちょっと今後何か新しい計画でも立ててその中に入れ込むのかなというふうな考えもあったんですが、そこ辺りの新しい子供に対しての計画、子ども・子育て支援事業計画というのは保育所が出来上がった、待機児童も少なくなったということである一つの大きな目的が達成されているのかなというふうに思いますので、新たな計画の方針転換というものがあってもいいのかなと思うんですが、町長はそこ辺りどういうふうにお考えでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

非常にいい表現であろうなというふうに思います。分かりやすいビジョンなんだろうなというふうに思います。もちろんこれをどういう形で広めていくのかという部分はこれから詳しく検討していきたいなと思いますが、広めるに当たって他市町村のほうではいろいろ子ども基本条例を制定するに当たってのベースとしていろいろ考え方

の根本に置かれたりされておるようでありますし、一つの広める方法として、または子供たちと親も含めてみんなでどうあるべきなんだと考えていく上でも非常に大事な取組なのかなというふうに思いますので、そういったところも踏まえ、これから検討してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

今野信一君。

10 番 （今野信一君）

子育て関係についてもいろいろ計画というものの変更というものが出てくると思いますので、そういったようなことも考えまして新たな計画といいたいでしょうか、子ども基本計画というようなご意見も出ましたので、そこ辺りを含めた上での新しいビジョンというものの策定というものについて検討していただければなというふうに思い、2要旨目のほうに移りたいと思います。

P T A関係についてちょっと触れてしまったのであれなんですけれども、町長が子育て中、P T A活動なんかにも熱心になさっていたと思いますけれども、その頃と比べて今どういうふうに感じられる面があるのかどうかお伺いしたいんですが、どうでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

やっぱり全体の学校等の先生方と親の一体感がなかなか今は薄れているのではないのかなという部分、我々の時代は時に先生方ともお酒を酌み交わしたりもしながら、時に子供の教育の仕方等々で議論したりもしましたが、後にお酒を一緒に酌み交わしながらそういう本音だったのかと本音で話ができる関係であったのかなというふうなところがあります。それがなかなか皆さん、核家族化なり自分と家族とのつながりのみで意外と他人と接するのをあまり何か好まないような、壁をつくっちゃっているような感じに見える部分がありまして、そこはちょっと残念かなというふうに見てござ

いました。ぜひ本音でお話をいただけるようなこと、あと役員の成り手というところも非常に一つの課題で、成り手の方がいらっしゃらないという部分も課題かなというふうに見ておりました。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

今野信一君。

10 番 （今野信一君）

そうですね。何となく今話を聞いていて酒を酌み交わすときもあったというような、私の小さい頃も家庭訪問なんていうと最後のほうになるとちょっと召し上がってというようなところもあったようないい時代なのかどうか分かりませんが、そういうようなこと、通告していなかったから分かりませんが、今家庭訪問というのはやっているんですかね。うちをチェックするぐらいであまり上がってどうのこうのということはない。もしよろしければちょっとそこ辺り、今現状どういうふうになっているか、いいですかね。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

昔とちょっと違った内容になっているかなというふうに思いますが、せっかくの機会でありますので教育総務課より回答させたいと思います。

議 長 （今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 （菊地康弘君）

それでは今野信一議員のご質問にお答えいたします。

現在も家庭訪問が実施されてございます。ただ玄関先でということで、そこで終わっているということでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

今野信一君。

10 番 （今野信一君）

無理言って申し訳ございませんでした。やはりなかなかそこ辺りも気を遣うようになっていんでしょうね。やはりそういった中で、家庭と学校の間も少し昔とは違うような。そうなってくると地域としてもどう関わり合いを持っていいのかというところの不安が出てくるんですよね。回答書のほうには地域の見守り活動ですとかそういったものを作ってほしいというようなこと。でも出ても子供に対してどう接していいのか、地域の方も迷いが出てきているようなところがあるんですね。ちょっと声をかけても声かけ事案として報告されてしまうようなそういうような世知辛い世の中といましようかね。私も朝交通指導しているので子供たちとは仲がよくなったと思っていたんですが、黄色いジャンパーを着てやっていると分かるんですけども、こういう格好をして町で擦れ違ってこんにちはと声をかけるとびっくりされてしまって、はたから見れば何となく犯罪者のようなそういうように見えちゃうんだろなというふうに思いました。また別な話ですけども、自分の孫を迎えに行こうとして学校のほうに近づいて行って、3年生だったかな。それで子供たちが帰ってくるから「君は何年生なの」と聞いたことがやはり声かけ事案として報告が行って、次の日プリントで何かこういうことがありましたみたくなってしまうというようなことで、大変どのように接していいんだろうかと。そういうような、かえって迷惑をかけてしまうんだったらばやめたほうがいいんじゃないとか、そういうような地域としてもどう接していいか分からなくなってきた。特にPTAがそういうようなことでいろいろ変わってきているんだという情報なんかを聞くと、地域としては今までのやり方では違うんじゃないのか、そうすると引いてしまってそれがうまくかみ合わない。そういうような事案があるんですね。そういうようなことなんかがあったりして、そのほかにもいろいろあるんでしょうけれども、やはり昔と違うことによって地域が引いてしまう、遠慮してしまう、そういったことがあるんですけども、そこ辺り町長、聞いたこととかありませんか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの今野議員の再質問にお答えをしたいと思います。

多分議員もそうだったかと思うんですが、我々小さい時代は隣近所のおじいちゃん、おばあちゃんに見守っていただいていたのは当然であります、何か道草したりなんかしていると、またちょっとでも悪いことをしていると叱られました。でもそれが地域内のある意味信頼関係で、悪いことをしたらよその子だってほかのじいちゃん、ばあちゃんに怒られるんだというのが当たり前の時代であったなというふうなところの時代と比べると、議員おっしゃるとおり今は何か声をかけると逆に学校から注意が来るかもしれないとかという何か世知辛い世の中だなというふうな感じを持っております。昔のコミュニティーのよさという部分をどうやったら取り戻せるものなのかなというのを確かにおっしゃるとおり何かを機会にみんなで話し合うようなそういう場が今の時代だからこそ必要なのかなというふうな思いで今のお話を伺っておりました。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

今野信一君。

10 番 （今野信一君）

やはりそういうふうに時代が変わってくることによって子育ての仕方、そして教育機関なんかもういろいろと先生のやり方も変わっている、親の考え方も変わっている、地域というものもどうしていいか分からなくなっている。ただ、積極的に取り組みたい人もいたりするんですが、それですらも潰れてしまっているようなところが出てきているのかなというふうに思います。という私が考えるには、やはり子供に対しての町はどういうふうに考えているのかというような指針といいましょうか、そういう姿勢みたいなものを明らかにしていただいて、それをうまく後ろ盾にして町民もうまくできるような形というものが必要なのかなというふうに思うんですね。

先ほど町長のほうも他町村でやっている子どもの権利関係のことですとか、そういった部分の調査というようなことをおっしゃっていましたが、そういうようなものを町としても明確に打ち出すことによって、自分たちもそういうふうに関わっていいんだというような、何となく今疑心暗鬼になって子供にも声かけできないような状況にある人たち、それに対して親はどう思うか分かりませんが、やはり町と

して全体で子供たちと接していくべきだというふうなことを打ち出すことの重要性というものが何かあるような気がするんですね。子供に対しての支援策というものが大変あると思うんですけども、先ほど同僚議員の答弁の中でも聞いていましたけれども、やはり対処的なもの。困っている。じゃあこのような施策を。足がない。じゃあスクールバスを。そういうようなことの対処的なものはあるんですけども、子供に対してどういようなものが必要なのかというものはやはり町としてやはり一本打ち出して、そういう子育てに興味ある方が行けるような、後ろから押していただけるようなものがあってもいいのかなと思うんですが、町長はそういうようなお考えはないでしょうか。

議 長 （今野善行君）
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。
これまではどちらかというと子育て支援イコール何らかの金銭的な支援を軸として考えられてきた部分が確かにある中で、先ほど同僚議員のお話にもありましたが、やっぱり子育てをされる親、またはその子育てをされている子供さんの気持ち的なメンタル面でのソフト的な事業、子供は町全体で育てるんだよというような機運を醸成することは子育てに優しい町、力を入れている町という意味でも非常に有効な考え方であろうなというふうに思いますので、こういった形でそういう機運を醸成できるのか、今後検討してまいりたいというふうに今のお話を伺ってな感じました。
以上であります。

議 長 （今野善行君）
今野信一君。

10 番 （今野信一君）
お考えいただきまして、やはり子育てにみんなそういうようなスローガンみたいなものを挙げて、子育てするなら我が町でみたいな形のほうも出てきているんですけども、条例化しているところもあればそういうようなスローガンを打ち出しているところもあると。そういったこともいろいろお考えになってやっていっていただきたい

なと思います。

今回「はじめの100か月」とか、「はじめの100か月」というと小学校に入るまで。小学校に入ってからP T Aの変化に伴ってどのような子育てができるのかということでお話ししてまいりましたけれども、やはりそういう地域住民が関わり合って子供の脳を育てるといえるのか、そういうところから始まって、子供の言動に注意をしてみんなで子育てができる町というものが大変重要なことじゃないかなというふうに思います。最近ちょっとテレビを見ていて一つ気になるようなニュースがやっていたんですけれども、孤立死とか孤独死、それが若年化しているというふうなお話の番組でした。それがどのようなやつかと言いますと、セルフネグレクトになってしまってそして亡くなっていく方、死後4日以上経過して発見された人、全死亡者数に占める割合というものの結果が出ておまして、25歳から29歳までが4.8%、100人いれば四、五人はそういう一人で孤独死してしまっている。35歳から39歳までは4.7%だそうです。年寄りはどうなのか、年寄りというと失礼なのかな、70から74歳で4.4%で、その数値を若年層が上回っているということで、そういう若年化しているというふうなお話を聞きました。55から59歳までという7.8%ぐらいで働き盛りなんですけれども、そのぐらいの数がある。男性だけで見ますと10%を超えているといえますから、55から59歳までの人のうちの男性の亡くなった方の10人に1人は孤独死をしているというふうなお話で、そういう年代層の話かなと思っていたんですが、若い方のほうに移ってきている。それはコミュニケーションの取り方ができていないといえるのか、正常になっていない、正常という言い方が変なのかもしれませんけれども、昔とは全然違ってきているというふうに思われます。やはりそういうことも考えれば、子供のうちから地域との関わり合い、コミュニケーション、そういったものを取った上での成長の仕方というものはそういったものも数が少なくなってくるのかなというふうに思われるんですね。やはり小さいうちから地域で育てられて話し合えることができる。そういった中でやはり自分の抱えている問題を解決できる。今の世の中ですと地域との関わり合いもない。職場でもなかなか希薄になってきているようなところがあって、そうなりますとやはり心が折れてしまったときどうなるのかということ、やはりほかとのコミュニケーションが取りづらくなってしまうというふうなことが起きているんじゃないかなと。本町の場合は孤立死に関して、これは通告を出していないからあれなんですけれども、今後やっぱり懸念する材料なのかなというふうに思います。地域の子供のうちのコミュニケーションの取り方、地域で育て

るということ、その重要性もあるんじゃないかなと思います。今の一例を出してみても町長はどういうふうにご感想をお持ちでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

孤独死が見受けられる点、本町も例外ではないのも現状であります。若年層の事例はあまりまだ伺っていないところではありますけれども、本当に残念だなというふうな思いでありますけれども、議員おっしゃるとおり、小さいうちから人と人とのコミュニケーションをなかなか取る環境にない方が成人されて年を取って大人になられていけば、なお確かに取れなくなるんだろうなということを考えますと、やっぱり幼少期からの同級生なり近所の子のみならず、いろんな多様な考え方を学ぶという点でも、地域のお年寄りの方、男女いろんな方々とコミュニケーションを取ることはその後の人生設計でも非常に大事なことであろうというふうに感じております。どういう形でそういう機運が醸成できるのか、どういうふうにすれば広がっていくのか、今回町内会のいろんなイベントのサポートもさせていただくのもそういった町内会員等々に限らず、広く地域内での広がりを広げて深めてほしいなという思いで新たに始めさせていただいた事業もありますけれども、そういった事業も一つの例として、いろんな年代の方が集まるような機会をより醸成して広げられるよう、何らかいい方法がないのかこれからお検討してまいりたいなというふうな思いで伺っておりました。決して本町で例外ではないというふうな思いでおります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

今野信一君。

10 番 （今野信一君）

ありがとうございました。やはり子供だけの問題ではなく成長して大人になったときのこと考えた上でも重要なことであるというふうに思いますので、お願いしたいなというふうに思います。

やはり今回、子供のあれでやってきましたけれども、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律、教育の機会確保法ですね、そういったものの中にも国民の理解の増進ということで呼びかけ、そういった不登校ですとか、そういったような子たちにとっても地域で見方がいろいろとあの子は学校に行っていないから悪い子だみたいな感じの言い方をされますけれども、教育の機会確保法案が2017年に発しまして、それは悪いことではないんだというような、間違った考え方というものが今町民の中にもあそこの家庭では学校に通わせていないとかそういうふうな考え方をするような間違ったことなんかもありますので、やはり自治体としてそういうことがないようにというふうなこと、正しい理解をさせるための広報活動もしろというような形のことを国でうたっているような部分もあります。そういう正しい考え方、そしてまた正しい地域とのコミュニケーションの取り方、そういったものをもっと研究されて打ち出していただければというふうに思いますので、そこを含めた上で町長に総括的なご意見を伺いまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの今野議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

おっしゃるとおり教育機会均等法にもあるとおり、学校だけが学ぶ場でもない時代、やっぱりいろんなところでいろんな今学びができる時代であろうというふうに思います。加えて人間の関係が希薄になってきている部分がある中で、どちらかという人に助けを求められないような時代が非常に寂しく思う部分、助けてほしいときは助けてほしいと言えるようなそんな関係性をつくっていく上でもやっぱり子供の時代からいろんな関係、社会がつながっているんだというような実感をしていただけるようなそういうふうな関係性をどうやったら構築できるのかという視点も入れながら、将来のある子供たちにいろんな夢を持って、探究心を持っていろいろ活動していただけるようなそんな町となるようこれからも努めてまいりたいと思いますので、これまでも学校支援コーディネーター等々いろんな形でご協力もいただいている今野議員でもいらっしゃると思いますので、これからもいろんなアイデアをお願いしたいなということをお伝えして、総括した回答とさせていただきます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）
今野信一君。

10 番 （今野信一君）
以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 （今野善行君）
以上で今野信一君の一般質問を終わります。
暫時休憩といたします。再開は午後 1 時からとします。

午後 0 時 0 2 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

議 長 （今野善行君）
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
ここで町長より、先ほどの10番今野信一君の一般質問で訂正したい点があるとの申出がありましたので、ここで発言を許します。町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）
先ほどの答弁で一部訂正箇所がございまして、担当の菊地課長より説明をさせます。
よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）
教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 （菊地康弘君）
先ほどの今野信一議員の家庭訪問の実施状況についてのご質問がございましたが、訂正をさせていただきたいと思います。
全ての小学校におきまして家庭訪問につきまして実施しておらず、現在、住居地確認ということで変わってございます。保護者がいなくてもいいように、先生が居住地

の確認をしましたということでポストに投函をしてやっているという状況でございます。全ての中学校につきましても家庭訪問は行っておらず、教育相談という形で夏休みと10月、11月に3者面談を行っているということでございます。大変申し訳ございませんでした。お詫びして訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

引き続き一般質問を行います。

7番佐々木久夫君。

7番（佐々木久夫君）

6月定例会最後の一般質問ということでございますので、よろしくお願いいたします。

通告13番ということでございますので、ただいまから一般質問をさせていただきます。1件でございますので、よろしくお願いいたします。

スポーツ奨励で体力づくりをでございます。

車社会となり久しいが、近年はさらにスマートフォンの操作の増加などにより運動する機会が老若男女問わず減少しており、30年前と比べるとかなり体力は劣っていると感じている。そこで、若年層から高齢者まで体力に合ったスポーツを強く奨励することが必要と考える。そこで、以下の点について伺います。

1 要旨目、学童期に行う運動は基礎体力をつくるだけではなく、児童の健全育成に大いに役立つものであるが、近年、スポーツ少年団と団員の数が大幅に減少していると感じている。町として現状をどのように捉え、対策しようとしているか。

2 要旨目、中学生の部活動は教育活動の一部と捉えている。これから部活動の地域移行が進んでいくと思われるが、今後の国、県の方向性並びに町としての対応をどのように考えているか。

3 要旨目、高齢者の運動の一つにグラウンドゴルフがあるが、愛好者も多く、各種大会が開催されている。高齢者の運動の機会は健康増進や寝たきりの予防に加え、交流の場として生きがいくくりにもなる。コロナ禍後縮小していた地域活動を活性化するためにも各地域の団体を支援すべきと考えるが。

以上3要旨、よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

答弁を求めます。教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

それでは佐々木議員のスポーツ奨励で体力づくりをのご質問にお答えいたします。

初めに、近年、子供から高齢者まで幅広い世代において、運動機会の減少や生活習慣の変化により体力の低下傾向が全国的に課題となっております。これらは生活習慣病のリスク増大や介護予防、子供の健やかな発育などに深く関係しており、日常的にスポーツ活動や運動の習慣化が重要であると認識しております。こうした課題に対し、現在町でも運動指導や健康づくりの専門的な知識と実践経験を有する町体育施設の指定管理者が中心となり、連携しながら事業を進めているところでございます。

1 要旨目の学童期に行う運動は基礎体力をつけるだけではなく、児童の健全育成に大いに役立つものであるが、近年、スポーツ少年団と団員の数が大幅に減少していると感じている。町として現状をどのように捉え、対策しようとしているのかについてお答えいたします。

少子化の進行や子供たちのライフスタイルの多様化、学習塾、習い事との両立の難しさ、また、保護者や指導者の負担増などの要因により、近年、スポーツ少年団の団員数が全国的に減少しているものと認識しております。町といたしましては、町スポーツ少年団本部への活動に対する補助金交付のほか、令和4年度からは全国組織等への団員登録費の全額、1人当たり800円でございますが、補助するなど、継続的に支援を行っております。また、町のホームページには、町内スポーツ少年団の一覧を掲載し広く周知を図っておりますほか、新たな試みといたしまして、本年7月の生涯学習カレンダーから団体紹介等の掲載枠を設け、希望する団体が団員募集等を行えるよう町スポーツ少年団の本部を通して周知を行ったところでございます。今後も町スポーツ少年団の本部との連携を密にしながら子供たちがスポーツに親しむきっかけをつくり、健全育成に寄与できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、2 要旨目の中学生の部活動は教育活動の一部と捉えている。これから部活動の地域移行が進んでいくと思われるが、今後の国、県の方向性並びに町としての対応をどのように考えているのかについてお答えいたします。

国では、平成30年度にスポーツ庁及び文化庁がそれぞれ策定した部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを令和4年12月に統合した上で全面的に改正し、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して、休日の公立中学校の部活動を地域活動へ移行する方向性を示しておりましたが、また

新たに令和6年8月に地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議を設置し、現状を踏まえた課題の整理やガイドラインの見直しの論点整理に着手し、令和6年12月の中間取りまとめでは改革実行期間を前期令和8年度から10年度、後期令和11年度から13年度と実行期間が当初の計画よりもさらに延長されております。なお、国では本年6月頃に実行会議の最終取りまとめ「ガイドライン」の改定を予定していると伺っております。また、宮城県におきましては、本年3月に国の動向や県内の取組状況を踏まえ、「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第2版」を策定し、国の中間取りまとめにある改革実行期間の前期3年間の最終年度に当たります令和10年度中に県内全ての公立中学校で休日の部活動を行わないことを目標に、県内全体の移行スケジュールの目安が示されたところでございます。町といたしましては、今後も国や県等の動向や他自治体の参考事例、または部活動が担ってきた教育的意義や地域の実情なども踏まえながら、関係機関とも慎重に協議を重ね、適切な時期に進められるよう様々な状況を注視しながら実施に向けた準備を推進してまいりたいと考えております。

次に、3要旨目の高齢者の運動の一つにグラウンドゴルフがあるが、愛好者も多く、各種大会等が開催されている。高齢者の運動の機会は健康増進や寝たきりの予防に加え、交流の場として生きがいづくりになる。コロナ禍後縮小している地域活動を活性化させるためにも各地域の団体を支援すべきと考えるがについてお答えいたします。

高齢者の健康づくりにおける運動の役割は非常に重要であり、グラウンドゴルフをはじめとする地域のスポーツ活動は身体機能の維持向上のみならず、交流や生きがいづくりの場としても大きな役割を果たしているものと承知しております。また、町内におけるグラウンドゴルフ大会等の開催につきましては、町グラウンドゴルフ協会をはじめ、町スポーツ協会の地区分会など、地域の様々な組織、団体において広く開催され、交流が図られているものと認識しております。町といたしましても、生涯スポーツ推進の立場から大和町スポーツ協会への補助金交付のほか、グラウンドゴルフ教室の開催、各施設の減免、さらには各地域等へ用具の貸出しを行うなど様々な支援を現在も行っているところでございます。

今後も町スポーツ協会や町グラウンドゴルフ協会、体育施設の指定管理者などとも協力をしながら、高齢者の皆様が無理なく継続的に運動に取り組める環境整備や交流事業の充実を図れますよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）
佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）
今、回答をいただきまして大変ありがとうございます。
大分詳しく回答していただいたのであまり質問ないのかなと思っておりますけれども、最初スポーツ少年団ということで大分減っているという話は事実でありますので、ところで町にはスポーツ少年団団体は活動しているのは幾つぐらいあるか、それを教えてほしいと思います。

議 長 （今野善行君）
教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）
ただいまの佐々木議員の再質問にお答えいたします。
町のスポーツ少年団につきましては、令和7年度、今年度は18団体でございます。令和6年度、昨年度は20団体というところで、今年度は18団体ですが、登録の締切りは8月までですので今後申込みがあるかのように捉えております。よろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）
佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）
いまだに18団体ということでありますので安心はしたんですけれども、人数は一緒に聞けばよかったんですけれども人数はいいです。それで町としてはスポーツ少年団との関わりがどの程度というか、どういう関わりをしているか。単なる補助金を出しているだけなのか、それともほかの団体いろんな課で体育協会とかいろんなスポーツ団体の交わり、要するにスポーツ少年団体同士の関わり、話し合いをされているかどうか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

2 4 6

教 育 長 （八巻利栄子君）

それでは佐々木議員の再質問にお答えいたします。

詳細につきましては、担当課であります生涯学習課長よりご説明させたいと思いますのでお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長 （浪岡宜隆君）

それでは佐々木議員の再質問にお答えをいたします。

町のスポーツ協会並びにスポーツ少年団につきましては、任意団体といたしまして現在体育施設の指定管理者のほうに事務本部をお願いしているものでございます。任意団体につきましては、地域の実情に即した柔軟な運営と住民の自主的な活動を尊重するために、今現在平成27年度からそのような体制を取らせていただいておりますのでございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

今、指定管理者というような話が出ましたので指定管理者に一任しているというふうに聞こえてしまったんですけれども、指定管理者とスポーツ少年団、そして体育協会、指定管理者の中にそれが含まれるのかそれとも一緒にやっているのか。そこら辺をちょっとはつきりしてほしいと思います。

議 長 （今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

ただいまの佐々木議員のご質問にお答えいたします。

体育施設の指定管理につきましては、平成27年度よりミズノスポーツサービス株式

会社のほうにお願いをして、今期で3期目というふうになっております。主な業務といたしまして、施設の管理、各種教室大会の開催のほか、町スポーツ協会、町スポーツ少年団の事務局、そして自主的な事業というふうに位置づけておりますので、それに基づいて事務局をお願いしているということでございます。よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）
佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

事務局ということでありますけれども、それでは体育協会の協会長というのは当然いるはずですよ。そこら辺の方と、あとスポーツ協会の代表者というのもいるんでしょうか。そこら辺をちょっと教えてほしいと思いますけれども、それと同時に指定管理者の件なんですけれども、通告外でありますけれども、名前が出たので若干ですけれども先ほどカレンダーの話も出ましたよね。それでカレンダーを見てみますと、屋内行事が非常に多い。それだけ教えていただいている、金もかかっているんですけれども教えていただいているということも非常にいいんですけれども、屋外がないということがあるので、そこら辺、ちょっと聞きたいなと思っておりますので、その3つをお願いします。

議 長 （今野善行君）
教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

それでは佐々木議員の再質問にお答えいたします。

お名前ということもございましたので、担当の生涯学習課長に答えさせます。よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）
生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長 （浪岡宜隆君）

それでは佐々木議員の再質問にお答えをいたします。

まず町のスポーツ協会の会長につきましては、現在落合地区の分会長でございます千坂会長となっております。なお、続いてスポーツ少年団の本部長につきましては、バレーのスポーツ少年団を担当しております八嶋様のほうに本部長となつていただいているところでございます。

続いて教室関係ということでございます。教室関係につきましては先ほどのお話もございました屋外の教室といいますとグラウンドゴルフ教室というものがございます。そのほか特に現在のところは体育館の屋内のものが中心となっております。またそのほかスポットでの教室ということではございますが、走り方教室とかそういった運動会に向けてのそういったものも実施をしているところでございます。なお、スポーツフェアという中でも様々な実施を試みながら開催をしているというところでございます。よろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

理解しましたんですけれども、屋外がないというのはちょっと寂しいですね。野球をやってきた立場とすれば非常に残念でありますけれども、野球がだんだんだんだんなくなっているというのも事実でありますので、これは高校も含めて小さいときからスポーツをやらないとこういう形にいくのかなという心配をしているわけでございますので、スポーツ少年団の大切さ、非常に重いと私は思っておりますので、そこら辺を今後いろんな形で啓蒙活動していただきたいと思います。

それでカレンダーの7月からスポーツ少年団の団体の紹介ということがありました。これは非常によいことだと思います。それで感じたのは、団体を単なる紹介するだけでなく、スポーツ少年団の在り方、2点だけでいいな。悪いところはあんまり紹介しないんですけれども、非常に進めるような言葉を使って何とかやってほしいなと大変期待しておりますのでそこら辺を含めて回答、すばらしい文書を作っていただいてひとつ回答をそこら辺、カレンダーについて。

議 長 （今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

ただいまの佐々木議員の再質問に対してお答えいたします。

実は昨日7月の生涯学習カレンダーの案がちょうど私のほうに上がってまいりまして、7月の分については拝見いたしました。既に周知をしたというところしかお話し先ほどしなかったんですけれども、周知した段階ですぐ3団体から申込みがございまして、7月については2つの団体について掲載を早速したところでございます。なお、運動機会ということも含めてスポーツ少年団の大切さというのにつきましては私自身も入っておりますのでよく承知しております。子供たちには何らかの形で運動に携わっていくのはよいことだなと思いますので、引き続き推進してまいりたいと思います。

以上です。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

まず教育長も経験しているということですので安心をしまして、今後いろんな形でスポーツ少年団を見つめてほしいなと思っております。

それで1要旨目を終わしまして、2要旨目でございます。

2要旨目、中学生の部活動とこの方向性というか、これが出されたのは何か令和4年12月ということでガイドラインという総合的な出ているということで私もちょっと見たんですけれども、これについて部活動のいろんな学校部活についていろいろと国の説明がありまして、その中で令和5年度から令和7年度まで3年間で改革推進期間ということがうたってございます。可能な限り早期の実現を目指すということでございますので、実際会議は5年度からですから5年、6年、今年が7年度最後でありますけれども、何回か話されたことがあるかどうかお聞きします。

議 長 （今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

それでは佐々木議員の再質問にお答えいたします。

町といたしましては、令和５年度から第１回準備検討委員会ということで10月４日に開催いたしましたものが最初でございます。５年度の１月に第２回準備検討委員会を開催しております。翌令和６年度につきましては、夏７月から10月にかけて実はアンケート調査を町内の小学校五、六年生と中学校１年生にその保護者について取りまして、それを受けて令和７年の２月に先ほど申し上げた町のスポーツ団体を対象とした研修会と話し合いを行ったというものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

７ 番 （佐々木久夫君）

会議はしたということでございますので安心はしておりますけれども、結果を聞くわけにはいかないでしょうか。アンケートの結果だけで構いませんで、どういうアンケートか。

議 長 （今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

佐々木議員のただいまの質問にお答えいたします。

アンケートにつきましては様々な項目について取らせていただきました。例えば、休日に何かそういうものがあったら参加したいとか、いろんな項目について取りましたし、保護者については参加させたいとかいろいろな項目をアンケートを取らせていただいて、それを町のスポーツ少年団の皆様にも見ていただいたというところでございます。まだその場で具体的に何かが決まったということではありませんが、こういう状況なので今後も引き続き会議を通じて準備していくのでご協力をお願いしたいという形で、今年２月に行った会議ではそのような形で話を進めさせていただいたところでございます。

以上です。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

ガイドラインはこれを見ますとしょっちゅう直されると、見直しがあるということでもあります。令和6年12月にまずは中間的にやって、令和8年から10年とか、後期については11年から13年とかなり長い時間でもって検討される。ガイドラインをつくられるということですが、その中に県ではもう既に10年度中にはもう完全に土日はしない、休みはしないという結論が出たようでございます。これに沿って町では話合いしたことがあるかどうか。県のほうはやらないとはっきりしているんですけども、それに沿っていくんでしょうか。

議 長 (今野善行君)

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 (八巻利栄子君)

ただいまの佐々木議員のご質問にお答えいたします。

何度もガイドラインが改定されたということは、なかなかやはりこの問題については難しい問題であるということがやっていく中で明らかになってきたというところでございます。最初に出ましたのが平成30年度ですので、それから考えてもそのときはもっと時期が早かったんでございますが、コロナ禍もありまして後ろ倒しになってなくなってというところなんです。町といたしましても県の10年度というのが今回示されましたので、そこまで目指しているところがございます。それで昨年末に行った会議においてもスポーツ少年団の方々にそのような話もさせていただいているところもございますので、準備を少しずつ進めながら体制を整え、一応その10年度というのは目標に今しているところでございます。

議 長 (今野善行君)

佐々木久夫君。

7 番 (佐々木久夫君)

かなり難しいんでないかなと思いますけれども、それでちょっと聞きたいのは他の自治体ということ参考というか、何か聞いたこと、情報などありますでしょうか。

議 長 （今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

佐々木議員のただいまの質問にお答えいたします。

昨年度、令和6年度の県内の実施状況でございますが、仙台市を除きます県内34自治体中、既に始めているという自治体は12自治体でございます。市のところが多いです。大崎市、白石市、角田市、名取市、岩沼市等々ですね。あと実施していないというのが22自治体というところで、それぞれ準備を進めているものと思います。よろしくお願いいいたします。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

既にやっている自治体もあるということをお聞きしまして、参考というか聞いたことはありますでしょうか。参考に例えばどこの自治体でこういう方向でどうだとか結果とかいろんなのがあると思いますけれども、そこら辺分かっている範囲で構いませんので少し教えてほしいと思います。

議 長 （今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

ただいまの佐々木議員のご質問にお答えいたします。

仙台管内という仙台近郊のくくりでいきますと、まずどちらかという情報が入りやすいので私の知っている範囲で申し上げますと、岩沼なども早く始めたんですが、岩沼はコンパクトシティでして、自転車でどここの施設に集まろうと言われれば比較的子供たちが集まれるというところは伺っておりました。それから名取市なども始めておりましたが、仙台大学が向こうのほうは近くにございまして、指導者についても協力が得られるというのでそちらについては比較的早く始まったということで伺

っております。ただ、やり方についてはやりながら多分よりよい方向をどこの自治体も目指しているものではないかなというふうに思っておりますし、中総体などとの絡みもありますので、一概にばさっとやめるとか切るとかはなかなか難しいまだ状況なのかなというふうに思っております。

以上です。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

今中総体という言葉が出ましたが、かなり中体連も含めてかなり時間がかかって、せっかく練習して発表の場、競うところがないというのはちょっと寂しいような感じがします。それはこれからいろいろ勉強していただくということでもありますけれども、それでちょっと情報が入っていますけれども、富谷でも何かやったことがあるというような話を聞いてございますので、富谷はどうだったのかというとやっぱりいろいろ問題があるというような話でございます。これはやってみて初めていろんな問題が出てくるとお思いますのでぜひ早めに実施していただきたいと思ひますし、また指導者ですね。先ほど仙台大学という話が出たんですけれども、指導者というスポーツ少年団でも結構指導者、資格を取って初めて指導できるということでもありますので、この指導者についても慎重に今後はもう当然学校を再度やるので問題はないと思ひますけれども、教員の中に指導したいという方がいるのではないかなと思ひます。そういう方を今後いろんな形で応援をいただくという方法もあると思ひますので、そこら辺を指導者、学校の先生も含めて考えてほしいなという感じでおりますけれども、今後この指導者に関して教育長の考えがあればお願いします。

議 長 （今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

それではただいまの佐々木議員の再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり先生方の中にも部活動の指導にはこれまでも熱心に取り組まれた方もたくさんおられますし、それはこれからという方もいらっしゃいますので希望と

いう形でやってもいいと思う方という形で手を挙げてもらうこともできるかと思いますが、その際は別に報酬も発生するようなことになりますので、その辺の体制整備も必要かと思っております。また、先ほど会議で申したとおり、スポーツ少年団の団体の皆様にもご協力をいただきながら、指導者の問題は大きい問題でございます。部活動、運動部だけではございませんので、文化部もありますので、そうするとまた指導者を見つけるというのもなかなか難しいところかなというふうにも思っているところでございますが、一応年度の区切りもありますのでそこに向けて頑張っていきたいと思えます。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

明確な答弁をいただいておりますけれども、いろんな形で不安はあるんです。そこら辺をうまくやってほしいというか、いろんな形で相談をしてほしいと。特に町長には真剣になって相談していただいて、ラグビーをやっていたという話もあるので、そこら辺を慎重にというか協力いただいて町の体制を早めに決めていただきたいと思います。

それで2要旨目は終わりました、3要旨目に行きたいと思えます。

3要旨目でございます。グラウンドゴルフということでございますので、これについて助成はしているということもあります。一番なのは実際運動するよりも集まって話をするということが非常に高齢者にとっては必要な感じがします。これについては教育、生涯学習課、あとは保健福祉のほうにいて町長の答弁が欲しかったんでありますけれども、通告外ということで今日は終わりますけれども、このグラウンドゴルフなんですけれどもかなりの方がやっているということで、大会に自分で登録をしながら実費で金を出して、全国大会に行くお金と県大会に行く町で出す負担が違うという話を聞きました。総会にたまにはお邪魔してお話しするんですけれども、今非常にグラウンドゴルフによって意外とかなり高齢者が多いかなと思ったんですけれども意外と前期高齢者の人も多いということもありまして、今後ますますくんじゃないかな、激しく運動されるんじゃないかなとそれを含めまして、これから期待すること、私はいっぱいあるんですけれども、町としてもグラウンドゴルフに対していろいろな期待、そして応援ということもありまして、若干ということもありますんですけれど

も、これについて簡単で構いませんので知っている範囲内で組織、団体を含みますよね。お話をしていただきたいと思います。

議 長 （今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

佐々木議員のご質問にお答えいたします。

大和町グラウンドゴルフ協会についてでございますが、会員数は令7年度で170名と伺っております。主催事業というのも幾つかございまして、町のグラウンドゴルフ協会ですと、町の大会が年に3回、落合教育ふれあいセンターで行うものと、あとは女性のみのでの大会のなでしこ大会が1回、それから月例会といたしまして5月から10月まで毎月開催、暑い8月は除くそうでございますが5回というところで、また1泊の研修交換会というのも行っているということで、かなりの活動はされているものと思います。また、町のスポーツ協会といたしまして、大会とそれから教室、先ほど浪岡課長も答えていましたグラウンド教室というのは1回ありまして、あとスポーツ協会長杯の大会を1回行っているというところでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

協会長杯、町長杯はないんですか。いろんな年を取ってくると励みになるのはいろんな形の賞状とかカップなんかだと思いますので、そこら辺は今度町長杯をつくっていただいて、町長に出向いて直接カップを提供していただければ喜ぶんじゃないかと思ってございますのでそこら辺も考えてほしいと思います。ゴルフ協会、そしていろんな形で交流含めて170名も登録されていると。非常に多くなっているのかなと思ってございます。天気にも左右されるスポーツでありますけれども、何か吉田の旧中学校にかなりの車が台数が止まって一生懸命やっているようでございます。いずれ我が身でもありますけれども、こういうのも早めにやってできるだけ応援をしていただきたいと思います。これは健康管理も当然含むと思いますので、下手するとグラウ

ンドゴルフをやっていて病院に行くのを忘れるという可能性もあると思いますので、そこら辺をよろしく願います。この中に持続的な運動ということで環境整備、これは非常に大切だと思います。早い話、雨降ったら次の日もできるんなら一番いいんでしょうけれども、そういうわけにいかないんですけれども、たまり水、そしてまた砂の提供、川砂の提供とかそういうのはやっていただきたいなと思います。ぜひここら辺を総合的に、グラウンドゴルフも含めてそのほかに環境整備、これは指定管理者のやつはこの間、昨日もありましたね。舗装が割れて何とかとそういうのを含めてどうでしょう、環境整備について教育長、よろしく願います。

議 長 （今野善行君）

教育長八巻利栄子さん。

教 育 長 （八巻利栄子君）

ただいまの佐々木議員のご質問にお答えいたします。

体育施設等、あと教育委員会の管轄している施設等も様々ございますので日頃管理しておりますが、管理が行き届かないところもございます。分かる分については適宜補修等をしておりますが、今後も利用者の方が気持ちよく使用いただいて健康で過ごされますよう努力してまいりたいと思いますので、お気づきの点がございましたらぜひ教えていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

佐々木久夫君。

7 番 （佐々木久夫君）

私の一般質問はここで終わるんでありますけれども、総括して通告外でありますけれども、町長今まで聞いて何かありましたら。なければいいですけれども。分かりました。終わります。

議 長 （今野善行君）

以上で佐々木久夫君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後2時といたします。

午後 1 時 4 7 分 休 憩

午後 1 時 5 8 分 再 開

議 長 （今野善行君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 「議案第 4 9 号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正
する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」

議 長 （今野善行君）

日程第 3、議案第 49 号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 （児玉安弘君）

それではよろしくお願いいたします。

議案書 44 ページをお願いいたします。

議案第 49 号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整理に関する条例についてであります。

こちらにつきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律
により、地方公務員法の一部を改正する法律附則第 9 条第 2 項が削除されたため、同
法を引用しております本町の 4 つの条例について項ずれが生じたため、改正をいたす
ものでございます。

第 1 条は、大和町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の附則の第 2 項につ
いて改正を行うものでございます。

第 2 条につきましては、大和町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の附則第 2 条
について、引用条項の改正を行うものでございます。

第 3 条につきましては、大和町職員の育児休業等に関する条例の附則の第 2 項につ
いて改正を行うものでございます。

第 4 条につきましては、大和町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の附則
の第 2 項について改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で議案第49号の説明を終わります。

日程第4「議案第50号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 （今野善行君）

日程第4、議案第50号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 （児玉安弘君）

続きまして、議案書47ページをお願いいたします。

議案第50号 大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

こちらにつきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正法が第27回参議院議員通常選挙前に施行され、選挙長等の報酬額が改定となる見込みでありますことから、所要の改正を行うものであります。

また、今回の報酬額の改定に合わせ、本町ではこれまで大和町選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例で選挙長等の報酬額を定めておりましたが、選挙長等は地方公務員法において特別職と規定されておりますことから、大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中に追加することとしたものであります。

改正の内容でございます。

大和町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、別表中、選挙長、投票所の投票管理者、共通投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、共通投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人、選挙立会人を追加し、報酬額は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する額と定めるものであります。

附則でございます。

第1条は、施行期日で、公布の日から施行するものでございます。

第2条は、大和町選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止することとするものであります。

なお、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正法が昨日令和7年6月4日に公布され、同日施行となりました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第50号の説明を終わります。

日程第5「議案第51号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」

議長（今野善行君）

日程第5、議案第51号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町民生活課長吉川裕幸君。

町民生活課長（吉川裕幸君）

それでは議案書49ページをお願いいたします。

議案第51号 大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正につきましては、マイナンバーカードを利用し、印鑑登録証明書の交付を窓口において対応するため、所要の改正を行うものであります。

改正の趣旨につきましては、これまでコンビニの多機能端末機を利用したコンビニ交付サービスにおいてマイナンバーカードを利用し、印鑑登録証明書が交付可能となっております。一方、窓口ではマイナンバーカード利用による交付対応は行っておりませんが、印鑑登録証の提示により対応していたものであります。今回窓口の取得できる環境を多様化し、利便性の向上を図るものであります。

現在、印鑑登録証明書の交付につきましては、本条例第14条の規定により窓口利用の場合は印鑑登録証を提示して申請する必要がある、一方、コンビニの多機能端末機利用の場合は個人番号カードを利用して発行することが可能となっております。多機能端末機利用の際、個人番号カードのみの利用で印鑑登録証明書の交付ができることから、窓口における交付時においても有効な個人番号カードをご本人が利用することで交付可能とするため条例改正を行うものであります。

個人番号カードの普及状況につきましては、4月末現在交付率89.5%となっており、交付率増加に伴いましてコンビニでの証明書の発行件数も年々増加しております。マイナ保険証としても利用頻度が高い個人番号カードを利用して証明書を取得できる窓口環境を多様化することによりまして、住民の利便性向上、個人番号カードのさらなる普及のため、今回改正に至ったものであります。

議案書49ページでございます。

第14条第1項につきましては、窓口での申請を規定しており、これまでの印鑑登録証の提示の方法に加えまして、新たに個人番号カードを添え、暗証番号を自ら入力して申請する場合を追加したものでございます。なお、個人番号等の定義づけにつきましては、これまで第3項のコンビニ交付の条項において規定していたものでありますが、今回個人番号カードの条文が第1項において新たに規定したため、それに伴いまして定義づけを追加しております。

第2項につきましては、印鑑登録原票との照合をこれまでの印鑑登録証に加えまして個人番号カードを追加するものであります。

第3項につきましては、個人番号カード等の定義づけの部分を第1項において規定したことにより整理したものでございます。

議案書50ページをお願いいたします。

第15条におきましては、第14条の申請における申請の不受理を規定しており、第1号に個人番号カードの提示がないときを追加し、第2号として、入力する暗証番号が一致しないときを新たに追加し、以下、1号ずつ繰り下げるものでございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第51号の説明を終わります。

日程第6「議案第52号 令和7年度大和町一般会計補正予算（第3号）」

議長（今野善行君）

日程第6、議案第52号 令和7年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長佐々木克敏君。

財政課長（佐々木克敏君）

それでは議案書の51ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の令和7年度大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第3号）につきましてもお手元にご準備をお願いいたします。

議案第52号 令和7年度大和町一般会計補正予算（第3号）でございます。

第1条第1項は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ2億1,644万5,000円を追加いたしまして、予算の総額を143億2,894万3,000円とするものであります。第2項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条の債務負担行為の補正につきましては追加でありまして、第2表債務負担行為補正によるものであります。

第3条の地方債の補正は変更でありまして、第3表地方債補正によるものであります。

それでは議案書の54ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正であります。追加でございます。全部で5つの事項がございます。

1件目は、住民基本台帳ネットワークシステム賃貸借、2件目はL G W A N接続ルーター機器賃貸借、3件目は役場庁舎電話交換機設備賃貸借、4件目は宮床児童館外2施設運営業務、5件目は令和7年度農林業災害対策資金利子補給でありまして、期間及び限度額につきましては記載のとおりであります。

続きまして、議案書の55ページをお願いいたします。

第3表地方債補正につきましては変更でございます。

公共事業等債は国庫補助の交付決定を受けまして増額をお願いするもの、緊急自然災害防止対策事業債は事業計画の見直しにより増額をお願いするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

それでは、別冊の事項別明細書（第3号）の3ページをお開き願います。

歳入についてであります。

16款国庫支出金の2項1目総務費国庫補助金1億1,711万円につきましては、5節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。5目土木費国庫補助金は、1節道路橋梁費補助金で社会資本整備総合交付金500万円を、7目教育費国庫補助金は、3節公立学校情報機器整備費補助金で、公立学校情報機器の活用支援体制整備事業費として452万円を追加するものです。

次に、17款2項3目農林水産業費県補助金につきましては、農業費補助金で、農業災害対策資金利子補給費12万円及び農業経営高度化支援事業費120万2,000円を追加するもの。

17款3項1目総務費委託金は、参議院議員選挙執行費、県知事選挙執行費をそれぞれ15万8,000円を追加するもの。

19款1項3目教育費寄附金は1件の寄附がございまして100万円を追加するものです。

次に、21款1項1目繰越金につきましては、財源調整といたしまして5,927万7,000円を計上いたすもの。

23款1項町債につきましては、1目土木債において公共事業等債、緊急自然災害防止対策事業債、合わせまして2,790万円の借入れを追加するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

2款1項13目諸費につきまして、コミュニティー施設費で、18節区集会施設建設事業費といたしまして下町区民会館の玄関バリアフリー工事に要する費用の一部を補助するため42万円の追加をお願いするものであります。

私からは以上でございます。

議長（今野善行君）

税務課長青木 朋君。

税務課長（青木 朋君）

続きまして、2項徴税費2目賦課徴収費は、国の経済対策における物価高への支援の一環として、令和6年度に定額減税補足給付金の支給を行っておりますが、その給

付の算定時点ではまだ所得税額が確定していないため、令和５年中の所得等で推計した仮の令和６年分の所得税額等から減額できないと思われる額を先行して調整給付金という形で給付したものでございました。その後、確定申告等により所得税額等が確定し、先の調整給付金や定額減税においても本来受けることができる金額にまだ足りていない方、その不足する分を今回給付する事業を今年度も国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源に実施するもので、その事業に係ります費用を今回追加でお願いするものでございます。

３節は事業に係る職員の時間外勤務手当を、１０節は発送に要する消耗品や発送用封筒の印刷など、１１節は通知等の郵送料と口座振込手数料を、１２節は対象者の抽出や各種通知書等の作成、給付金の口座振込を行うためのシステム改修費用、１９節の扶助費は不足給付金として支給する対象と見込まれる約３,５００人分の定額減税補足給付金ということで追加でお願いするものでございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 （児玉安弘君）

続きまして、４項３目衆議院議員選挙執行費についてであります。こちらにつきましては先ほど議案第５０号で条例の改正案を説明させていただきましたがそちらに伴うものでございます。まず、参議院議員選挙執行費につきましては、１節で選挙長投票所の投票管理者等の報酬額改定に伴い、１５万８,０００円を増額するものです。続きまして、４目宮城県知事選挙執行費につきましても、１節で選挙長投票所の投票管理者等の報酬額改定に伴い、１５万８,０００円増額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長兼こども家庭センター長 （小野政則君）

次に６ページをお願いいたします。

３款２項４目保育所費でございます。２節、３節、４節につきましては、もみじケ

丘保育所の保育士が産休、育休及び児童館への移動により2名不足するため、フルタイム会計年度任用職員をもって補充したくお願いするものであります。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長（大友 徹君）

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費でございます。

12節は令和8年度からの胃がん検診におけます胃内視鏡検診の実施に向けまして、健診の受診履歴等を管理しております健康管理システム内のデータ管理項目の追加、あるいは検診申込書のレイアウト変更などを行う必要がありシステム改修に要します委託料を措置するものでございます。

次に、2目予防費でございます。7節につきましては町の新型インフルエンザ等対策行動計画改定のための予算の補正となるものでございますが、初めにその計画を簡単にご説明いたします。昨年度、国は新型コロナウイルス感染症に対する様々な感染予防の取組やその取組から得られた経験や知見を生かし、次なる感染症危機への備えを万全とするため、7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画の大幅な見直しを行っており、国のこの行動計画改定を踏まえまして宮城県におきましても3月に行動計画の改定が行われております。こうした流れを受けまして、市町村においても国・県の改定に沿った行動計画の見直しが求められることとなったものであります。またこの行動計画を変更する際には国の特別措置法の規定によりまして感染症に関する学識経験者の意見徴収が必須となりますことから、町の行動計画見直し作業の進捗に合わせまして、黒川医師会の医師などで構成します有識者会議を開催し、ご意見を伺いたいと考えているものであります。

7節の内容は会議に出席していただく医師、看護師に対します謝礼で、会議は2回の開催を予定しているものであります。

次に12節につきましては、65歳以上の高齢者に対する新型コロナウイルスワクチンの定期接種に関する委託料をお願いするものでございます。当初予算編成時には市町村の新型コロナワクチン定期接種に対する国からの助成金の動向が不確定でありましたことから、当初予算での計上を見送っていたものでございます。今年度も10月から定期接種を開始することとなりますが、昨年度の定期接種の実績を踏まえまして、接

種率20%と見込み、予防接種業務の委託料をお願いするものでございます。なお、昨年度の自己負担額3,000円としておりましたけれども、国から8,300円の助成がございました。今年度は国の支援策が終了となりますので、町負担分が大幅に増えることとなっております。こうしたことを受けまして自己負担の見直しが必要と考えております。今後県内の市町村の動向も確認しながら、近隣4市町村で自己負担額の見直しを協議する予定としているものでございます。

4款は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長（阿部 晃君）

続きまして、5款1項2目農業総務費でございます。

17節機械器具費につきましては、宮床ふれあい農園に設置しております有害鳥獣侵入防止用電気柵が故障したため、新たに電気柵を購入するものでございます。

次に、3目農業振興費でございます。

12節委託料につきましては、吉田金取北地区で進めております農地中間管理機構関連農地整備事業に伴い、地区の競争力のある農業経営の確立に向けて高収益化に資する園芸の品目の選定、導入、定着を支援するため、栽培技術及び営農指導等を委託するための予算をお願いするものでございます。

18節補助金、農林業災害対策資金利子補給費は、原油価格、農業資材等の物価高騰、子牛価格の下落により農畜産業者の農業資金を無利子化とするための利子補給でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

商工観光課長兼企業立地推進室長星 正己君。

商工観光課長兼企業立地推進室長（星 正己君）

続きまして、7ページをお開き願います。

6款1項2目商工振興費、12節委託料につきましては第一仙台北部中核工業団地の中央公園内地方有地から分譲用地といたしましたセンター用地に張り出しております

支障木を抜粋するものでございます。14節工事請負費につきましては、支障木伐採後の保安林の保全及び分譲用地への雨水の流入を防ぐために側溝を設置するものでございます。詳細につきましては申し訳ございません。別紙の説明資料のほうをご覧くださいと思います。

まず1ページをお開き願います。

施工地の場所でございますが、第一仙台北部中核工業団地内の地図の中央若干左下の赤線を伏しているところでございまして、黄色い部分がダイナヒルズ公園でセンター用地となっているところが今回分譲用地として取り扱うところでございます。この境界線上に支障木が張り出しているということでございます。

2ページをお願いいたします。航空写真でございます。

赤くメッシュで着色している部分が伐採する用地でございます。面積は約1,500平米の伐採本数160本、青く着色している部分が環境整備工事で今回側溝を設置する箇所でございます。

6款については以上でございます。

続いて事項別明細書7ページにお戻り願います。

7款2項1目道路維持費及び2目道路新設改良費につきましては財源調整によるものです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）

教育総務課長菊地康弘君。

教育総務課長 （菊地康弘君）

続きまして、9款1項2目事務局費は、事務局運営費及び学校ICT環境整備事業費の補正であります。12節はGIGAスクールネットワークアセスメント業務及び小中学校ネットワーク機器改修業務でありまして、授業開始後、インターネットの通信速度が遅くなる状況が全国で見られますことから、町内の小中学校の状況を調査いたしまして、必要があれば改修等を行うものであり、1,356万円の追加をお願いするものであります。内訳は、調査費が396万円、改修費が960万円でございます。なお、通信速度が正常の場合は、改修は行わず調査のみで終了となります。

続きまして、24節は株式会社ヤマザワ様から100万円の寄附申出がございましたので、学校教育振興基金積立金に100万円を追加するものであります。

次に、2項4目小学校建設費は、小学校建設費の補正であります。13節は吉岡小学校プレハブ仮設校舎でございまして、4月から解体工事に着手しておりますが、契約締結から約3年が経過いたしまして、この間人件費及び機械損料費などが上昇しております。物価上昇分の増額変更費用といたしまして、870万8,000円の追加をお願いするものでございます。

次に、4項6目森の学び舎活動費は10節修繕料でございます。こちらは森の学び舎の排水が町道に埋設されておりますが、その点検口となります集水ますの脇に幅約20センチから30センチ、深さ約1メートル陥没しておりました。その修繕料といたしまして33万円の追加をお願いするものであります。なお集水ますの周辺は現在バリケードで囲いまして、安全対策を行っております。

9款は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

財政課長佐々木克敏君。

財政課長 （佐々木克敏君）

続きまして、11款1項1目元金につきましては、学校教育施設等整備事業債において、当初事業費の確定見込みによりまして借入申込みを行ってございましたが、吉岡小学校改築事業における学校環境改善交付金の実績におきまして、補助対象外経費の増加及び実施面積の減少により減額となったことに伴い、起債の過大借入れとなったために繰上償還を行う必要が出てきたことから3,376万8,000円の追加計上を行うものでございます。

3目公債諸費につきましては、21節補償補填及び賠償金といたしまして、繰上償還に係る補償金として12万5,000円を計上するものでございます。

一般会計補正予算につきましては以上でございます。

議 長 （今野善行君）

以上で議案第52号の説明を終わります。

議長（今野善行君）

日程第7、議案第53号 令和7年度大和町下水道事業会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長亀谷 裕君。

上下水道課長（亀谷 裕君）

それでは議案書56ページをお願いいたします。あわせて、別冊の令和7年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書（第1号）もよろしくお願いいたします。

議案第53号 令和7年度大和町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は総則であります。令和7年度大和町下水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによるものであります。

第2条は収益的収入及び支出であります。令和7年度大和町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。

1 款下水道事業費用に715万円を増額し、合計8億9,710万円に、同じくその下段、1 項営業費用にも同額を増額し、合計8億5,835万6,000円とするものでございます。

次に第3条は資本的収入及び支出であります。予算第4条本文括弧書き中2億261万5,000円を2億262万2,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。

1 款資本的収入に580万7,000円を増額し、合計3億2,660万1,000円に、その下段、1 項企業債は290万円を増額し、合計2億190万円に、2 項国庫補助金には290万7,000円を増額し、合計3,692万4,000円とするものでございます。

支出であります。

1 款資本的支出に581万4,000円を増額し、合計5億2,922万3,000円に、同じく1 項建設改良費にも同額を増額し、合計1億9,384万7,000円とするものであります。

第4条は企業債であります。予算第6条に定めた起債の限度額を第1表企業債補正のとおりに変更するものであります。

57ページをお願いいたします。

第1表企業債補正であります。

限度額の変更となります。公共下水道事業債を、変更前2,430万円から変更後2,720万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、令和7年度大和町下水道事業会計補正予算実施計画書（第1号）17ページをお願いいたします。

詳細につきましてはこちらでご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の支出であります。

1 款下水道事業費用 1 項営業費用 1 目管きょ費は、県道大衡仙台線改良工事に伴い、県道増田吉岡線との交差点部が現状より約1.5メートル高くなりますことから、それに伴いマンホールの高さの調整が必要となりますことからそれに要する費用でございます。

2 目処理施設等費は、宮床クリーンセンターの場内にごございます流量調整槽の水中攪拌機が点検によりまして修繕が必要となったための費用でございます。

続きまして18ページ、資本的収入及び支出の収入でございます。

国から平成6年度以前に設置されました口径が2メートル以上の雨水管路を含む公共下水道管路を調査するよう要請がございました。その調査に要する費用の2分の1を国庫補助金、残りを企業債といたしまして実施いたしますことから、1 項 1 目企業債、3 項 1 目国庫補助金について増となるものでございます。

続きまして支出であります。

19ページをお願いいたします。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目管きょ費は、収入でもご説明申し上げましたが、国からの要請によります管路調査に要する費用であります。なお、対象となる管路につきましては北部工業団地内にごございます主に県道大衡落合線に埋設されております雨水管路、雨水でございますが、の管路であります延長が1,656メートルが対象となるものでございます。

説明につきましては以上でございます。

議長（今野善行君）

以上で議案第53号の説明を終わります。

日程第8「議案第54号 令和7年度大和町水道事業会計補正予算（第1号）」

議長（今野善行君）

日程第8、議案第54号 令和7年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長亀谷 裕君。

上下水道課長 （亀谷 裕君）

続きまして、議案書58ページをお願いいたします。あわせて、別冊の令和7年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第1号）をお願いいたします。

議案第54号 令和7年度大和町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は総則であります。令和7年度大和町水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによるものであります。

第2条は収益的収入及び支出であります。令和7年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。

1 款水道事業費用に87万3,000円を増額し、合計9億6,670万4,000円に、同じくその下段、1 項営業費用にも同額を増額し、合計9億4,782万5,000円とするものでございます。

続きまして、第3条は資本的収入及び支出であります。予算第4条本文括弧書き中、1億6,590万7,000円を2億121万7,000円に、過年度分損益勘定留保資金1億6,590万7,000円を過年度分損益勘定留保資金2億121万7,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出であります。

1 款資本的支出に3,531万円を増額し、合計7億414万8,000円に、同じくその下段、1 項建設改良費にも同額を増額し、合計6億3,927万円とするものでございます。

続きまして、令和7年度大和町水道事業会計補正予算実施計画書（第1号）22ページ、補正予算内訳書をお願いいたします。詳細につきましてはこちらでご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出の支出であります。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 2 目総係費、節の旅費につきましては、日本水道協会で実施いたします水道事務に係る研修に参加のための費用でございます。負担金は、水道事務に係る研修の参加負担金のほか、上下水道課職員が給水車、こちら3トン積でございますが、給水車運転に必要な免許取得に要する費用の一部を助成するための負担金でございます。なお、免許取得予定者は2名となっております。

続きまして23ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出であります。

1 款資本的支出 1 項建設改良費 2 目配水管布設事業費、節の管工事費は、現在宮城県で実施しております県道大衡仙台線改良工事に伴い、県道柗沢吉岡線との交差点部が現状より約1.5メートル高くなりますことから、既設配水管の維持管理も考慮し、布設替えを行うものでございます。

また、落合地区で実施してございます県道仙台三本木線の改良工事につきましても、県道下部にございます町道が通行できるように設置されているボックス部分等を道路拡幅に合わせて拡幅しますことから、対象となる配水管について移設が必要となりますことからそれに要する費用でございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

以上で議案第54号の説明を終わります。

日程第9「議案第55号 損害賠償の額の決定及び和解について」

議 長 （今野善行君）

日程第9、議案第55号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長児玉安弘君。

総務課長兼危機対策室長 （児玉安弘君）

それでは議案書の59ページをお願いいたします。

議案第55号 損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

損害賠償の額を定め、和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

1の相手方につきましては、議案書記載のとおりでございます。

2の事故の概要につきましては、令和7年3月21日午前9時8分頃、大和町吉岡字上町45地内におきまして、職員が公用車を右回りに転回した際に進行方向に駐車中の相手方車両に接触させ、相手方車両の右前部及び公用車左前部を損傷させたものでございます。

3の損害賠償額につきましては、58万3,634円でございます。

4の和解の内容につきましては、本件事故に係る過失割合を大和町10割とし、大和町は相手方に対し、58万3,634円の支払い義務があることを認め、これを支払うこと

といたし、町、相手方の両当事者は本件について、今後、裁判上・裁判外を問わず異議申立て、請求を行わないこととし、和解することとしたいものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で議案第55号の説明を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

再開は明日の午後1時30分です。

大変お疲れさまでした。

午後2時39分 延 会